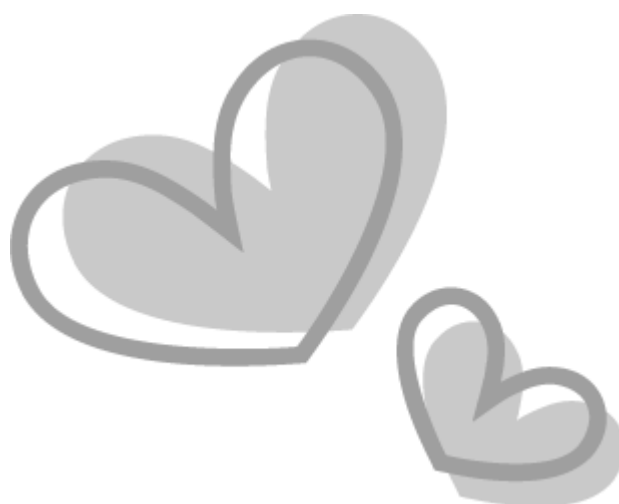


田尻町障害者計画

(令和3年度～8年度)



障害のある人もない人も
みんながいきいきと暮らし、支えあうまち

令和3年(2021年)3月

田 尻 町

*** 目 次 ***

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけと期間	3
3 計画の策定体制	4
第2章 障害のある人を取り巻く状況	5
1 田尻町における現況	5
2 障害のある人に関わる取り組みの状況	9
3 障害者施策に関わる住民意識	19
第3章 計画の基本的な考え方	41
1 基本的な考え方	41
2 施策の体系	44
第4章 推進施策	45
1 尊重しあい、支えあうまち	45
2 生活支援の充実したまち	51
3 自立した生活を送れるまち	62
第5章 計画の推進に向けて	70
1 計画の推進体制と進行管理	70
参考資料	72

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

(1) 計画策定の目的

近年、障害のある人や家族の高齢化、障害の重度化が進む中で、障害福祉サービス等に対するニーズはますます複雑多様化しており、すべての障害のある人が地域で安心して生活できるまちづくりが求められています。また、障害者基本法の理念にのっとり、障害の有無によって分け隔てられることなく、障害のある人もない人も相互に人格と個性を尊重しあい、ともに支えあいながら暮らすことができる地域共生社会の実現が求められています。

田尻町では、平成27年(2015年)3月に「田尻町障害者計画」を策定し、「障害のある人もない人もみんながいきいきと暮らし、支えあうまち」を基本理念として掲げ、障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らし、自己選択と自己決定のもとに自立と社会への参加・参画を実現できるように、幅広い分野にわたる施策を総合的かつ計画的に展開してきました。

このたび、前計画の計画期間が令和2年度(2020年度)をもって終了することから、「障害者基本法」の規定に基づき、新たな『田尻町障害者計画』を策定し、障害者施策の基本的方向性と具体的な取り組みについて定めます。

(2) 国や大阪府の動向

前計画の策定に前後して、国においては、障害のある人に関わる様々な制度の改革に向けた検討が進められ、多くの関係法令が可決・成立しました。

また、障害の重度化や重複化、「8050問題」に代表される障害のある人と介護を担う家族の高齢化や「親亡き後」における支援、医療的ケア児の増加や発達障害児支援の充実並びに難病患者など様々な障害のある人への支援の強化が求められています。

近年の法制度の制定・改正状況を概括すると、次のようになります。

国における法令等の制定・改正
●障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）の施行 《平成28年(2016年)》
●成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法）の施行 《平成28年(2016年)》
●精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法）の改正 《平成28年(2016年)》
●発達障害者支援法の改正《平成28年(2016年)》
●社会福祉法の改正《平成29年(2017年)、令和2年(2020年)》
●障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法） 及び児童福祉法の改正《平成30年(2018年)》
●障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）の改正 《平成30年(2018年)》
●障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（障害者文化芸術活動推進法）の施行 《平成30年(2018年)》
●高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）の改正 《平成31年(2019年)》
●視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）の施行 《令和元年(2019年)》

大阪府においては、令和3年度(2021年度)を始期とする「第5次大阪府障がい者計画」（第6期大阪府障がい福祉計画と第2期大阪府障がい児福祉計画の内容を含む）の策定を進めており、障害福祉施策のより総合的・計画的な推進に向けて各種の取り組みが進められる予定です。

2 計画の位置づけと期間

(1) 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」として、田尻町における障害者施策の基本的な計画となるものです。

計画は、国や大阪府が示す基本的な考え方や計画等の内容を十分に踏まえながら、上位計画である「田尻町総合計画」「田尻町地域福祉計画」をはじめ、本町の福祉関連計画（「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」「子ども・子育て支援事業計画」等）、その他の計画とも整合性を図ります。

(2) 計画の期間

計画の期間は、令和3年度(2021年度)から令和8年度(2026年度)までの6年間とします。

計画の進捗状況については、定期的に評価・点検を行い、必要に応じて計画内容を随時見直すこととします。

(3) 計画の対象

障害者計画における『障害』とは、障害者基本法及び障害者総合支援法の定義に従い、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、高次脳機能障害、その他の心身の機能の障害（政令で定める難病などによる障害を含む）をさすものとし、『障害者（障害のある人）』とは、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にある人をさすものとし、

また、国の法令の考え方に沿って、難病にかかっている人についても『障害者（障害のある人）』に含まれるものにとらえ、難病にかかっている人に対象を限定した施策・事業などを除いて、『障害のある人』に文中の表現を統一しています。

3 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、障害のある人へのアンケート調査等を実施し、障害者施策への住民意識や障害のある人の実態、各種サービス利用の現状、意向等を把握するとともに、住民代表や保健福祉関係者等によって構成される「田尻町障害者施策推進協議会」に諮りながら行いました。

なお、計画策定にあたって実施したアンケート結果については、第2章で紹介しています。

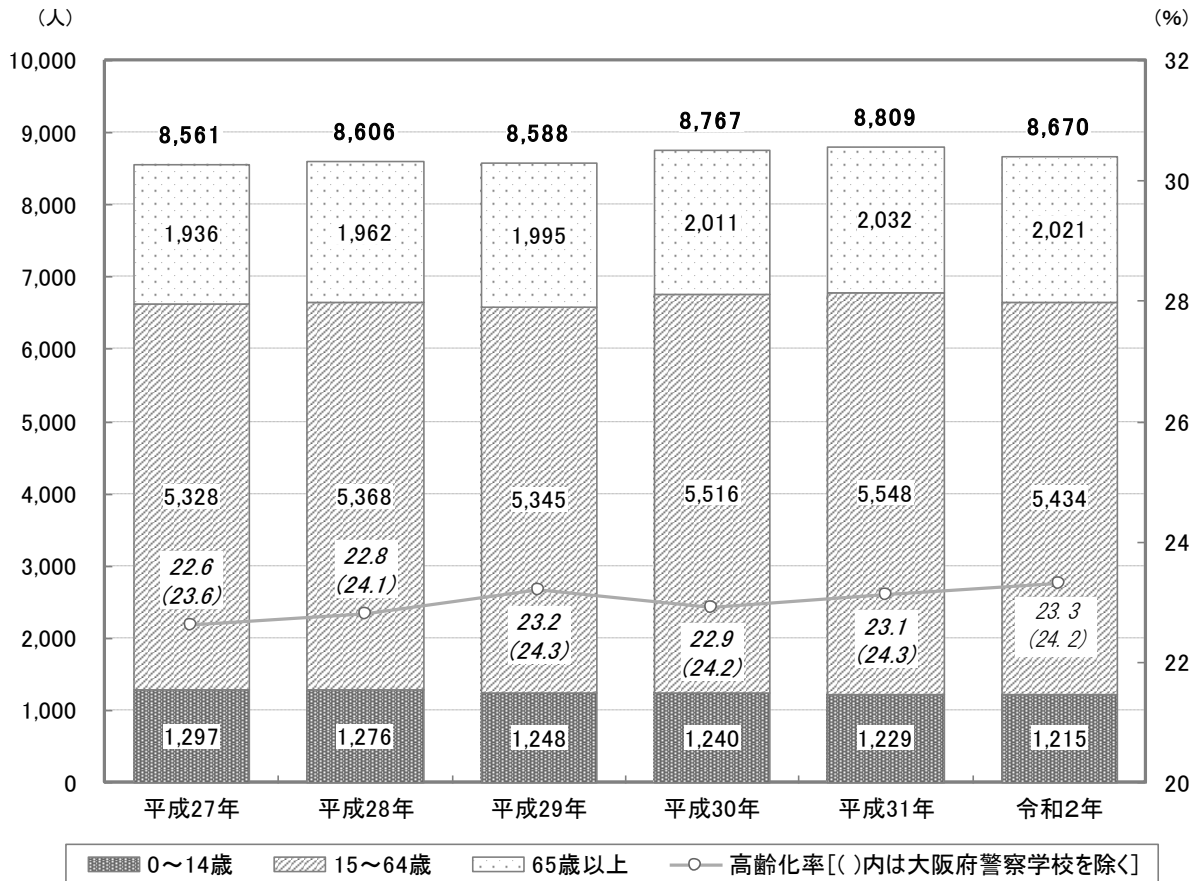
第2章 障害のある人を取り巻く状況

1 田尻町における現況

(1) 人口の状況

田尻町の人口総数は、令和2年(2020年)1月1日現在8,670人で、横ばい状況にあります。また、65歳以上の高齢化率については、平成30年(2018年)以降徐々に高まる傾向にあります。

総人口及び年齢別人口割合の推移



資料：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」(各年1月1日現在)、高齢化率については田尻町

(2) 障害のある人の状況

《身体障害のある人》

身体障害者手帳の所持者数は、令和2年(2020年)3月末現在で338人となっています。

障害種別ごとにみると、肢体不自由、内部障害の順で多く、年齢別には、18歳未満の人は手帳交付者全体の1.2%にとどまり、65歳以上の方が76.0%を占めるなど高齢化が進んでいます。

年齢別・障害種別身体障害者手帳所持者数(人)

	総数	視覚障害	聴覚・ 平衡機能 障害	音声・ 言語・ そしゃく 機能障害	肢 不 自 由	内 部 障 害
平成28年度	333	18	43	7	178	87
平成29年度	344	18	40	9	185	92
平成30年度	347	16	50	9	182	90
令和元年度	338	17	48	9	183	81
0～17歳	4	0	1	0	3	0
18～64歳	77	6	7	1	51	12
65歳以上	257	11	40	8	129	69

注) 各年度末現在

《知的障害のある人》

療育手帳の所持者数は、令和2年(2020年)3月末現在で72人と横ばい状況にあります。障害等級別では、重度であるAと軽度であるB2がほぼ同じ割合となっており、年齢別には、18歳未満の人が16.7%、18歳以上の人が83.3%の割合になっています。

年齢別・等級別療育手帳所持者数(人)

	総数	A	B1	B2
平成28年度	65	29	12	24
平成29年度	74	31	13	30
平成30年度	74	31	13	30
令和元年度	72	31	11	30
0～17歳	12	5	0	7
18～64歳	55	22	11	22
65歳以上	5	4	0	1

注) 各年度末現在

《精神障害のある人》

精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、令和2年(2020年)3月末現在で69人と横ばい状況にあります。

また、自立支援医療(精神通院)の受給者数は、令和2年(2020年)3月末現在で166人となっています。

年齢別・等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数(人)

	総数	1級	2級	3級
平成28年度	71	6	45	20
平成29年度	74	7	42	25
平成30年度	74	7	37	30
令和元年度	69	6	39	24
0～17歳	1	0	0	1
18～64歳	53	3	31	19
65歳以上	15	3	8	4

注) 各年度末現在

第2章 障害のある人を取り巻く状況

《障害支援区分認定の実施状況》

障害者総合支援法に基づく障害支援区分認定の状況は、下表のとおりです。認定者数は、令和2年(2020年)3月末現在63人となっています。

障害支援(程度)区分認定の状況(人)

障害種別	総数	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
平成28年度	58	0	11	15	10	10	12
平成29年度	62	0	11	14	13	10	14
平成30年度	61	0	11	14	14	10	12
令和元年度	63	0	13	13	16	8	13
身体障害者	25	0	4	4	6	4	7
知的障害者	25	0	3	4	8	4	6
精神障害者	13	0	6	5	2	0	0

※各年度末現在

※区分の数字が大きいほどより介護・支援を必要とする状態を意味します。

2 障害のある人に関わる取り組みの状況

「田尻町障害者計画」では、7分野128項目にわたる施策を掲げました。本計画の改定にあたり、庁内の関係各課に進捗状況を把握したところ、おおむね何らかの形で実施されているという結果となりました。

障害者計画における施策の進捗状況

- A：計画どおりに施策・事業を実施、または完了したと思われるもの
 B：施策・事業を実施しているが、何らかの課題があったり、充実が必要と思われるもの
 C：施策・事業に着手したが、前計画では大きく進展が見られなかったと思われるもの
 D：施策・事業に着手できなかったもの

① 啓発・交流の促進

施策の体系	施策・事業	進捗状況	主な取り組み内容		
(1) 理解と交流の促進	①心のバリアフリーの促進	広報紙などを通じた啓発の推進	A	障害者団体と連携し、「障害者週間」等に障害福祉をテーマとした啓発活動を行っています。駅前において、啓発物品の配布を行っています。	
		障害者週間やイベント開催時における啓発活動の推進	A		
		精神障害に関する正しい理解の普及・啓発	A		「こころの健康講座」などを行い普及・啓発を推進しており、毎年開催しています。
		発達障害、高次脳機能障害のある人に関する啓発	A		住民向けの障害理解講座を開催し、発達障害者（児）支援について、啓発を推進しています。
		障害のある人の地域活動などへの参加促進	A		障害者団体とボランティア団体等との連携について、呼びかけを行っています。
	②福祉教育の推進	学校園における福祉体験学習・人権教育の推進	A	高齢者体験、車いす体験、アイマスク体験など福祉体験学習を通じて、人権教育を行っています。	
		幅広い住民を対象とする福祉教育の推進	A	障害者理解講座や精神保健講座を開催し、福祉教育を行っています。	
		地域をあげた福祉学習・交流活動の促進	A	地域の団体において、障害者の疑似体験（視覚障害・聴覚障害）を実施しています。	

第2章 障害のある人を取り巻く状況

施策の体系		施策・事業	進捗状況	主な取り組み内容
(2) 地域における福祉活動の推進	①地域福祉活動の推進	地域福祉活動の推進	A	田尻町社会福祉協議会との連携を深め、支援を行っています。また、障害者の見守りなど地域ネットワークづくりに努めています。
		民生委員児童委員活動の支援	A	福祉課内に事務局を設置し、積極的に支援を行っています。
		障害のある人の実態・支援ニーズなどの把握	A	民生委員、地区福祉委員の協力を得て、災害時要支援者の個別計画作成の支援を行っています。
	②ボランティア活動の推進	障害者支援ボランティアの育成	A	「声の広報」朗読ボランティア、「竹とんぼ」手話ボランティアの活動支援を行っています。
		ボランティアに関する広報・啓発、講座などの開催	A	広報紙でのボランティア募集や手話講座の開催などを行っています。また、民生委員児童委員、手話奉仕員において、ボランティア連絡会との連携もしています。
		ボランティア・コーディネーターの育成	A	社会福祉協議会が行っているボランティア育成事業等の支援を行っています。
		地域における活動拠点づくり	A	ふれ愛センター2階のレストスペースを利用したボランティア連絡会の活動等の支援を行っています。
		障害者ボランティアネットワークの推進	B	ボランティア連絡会の活動等の支援を行っています。

② 保健・医療の充実

施策の体系		施策・事業	進捗状況	主な取り組み内容
(1) 保健・医療体制の充実	①健康づくりの推進	健康意識の普及・啓発	A	広報・ホームページ等での啓発、健康講座の開催など住民への普及・啓発を行っています。
		妊産婦や乳幼児に対する保健事業の充実	A	妊産婦に対する健康相談や教室・訪問、各種健診及び個別保健指導を実施しています。また、発育発達上の課題の早期発見・治療に向け、関係機関と連携を行っています。
		生活習慣病の予防と早期発見	A	健診や健康教育、保健指導等を通じて生活習慣病に対する必要な知識を提供し、自らが積極的に取り組めるように支援を行っています。
		精神疾患などに対する相談支援と受診促進	A	精神疾患や特定疾患について、保健所、関係課、相談支援専門員と連携し、適切な診断・治療の促進を行っています。
		障害のある人に対する保健事業の充実	A	医師や臨床心理士、保健師等による相談・指導の実施や療育機関との連携により、個々の状況に応じた保健サービスを提供しています。
	②地域における医療体制の充実	在宅医療サービスの充実	A	消防本部と連携し、緊急時の対応など体制の確保に努めています。聴力障害者については、FAXでの相談もしています。また、障害者医療及び老人医療制度において、訪問看護利用も対象としました。

施策の体系		施策・事業	進捗状況	主な取り組み内容	
(1) 保健・医療体制の充実	②地域における医療体制の充実	自立支援医療の円滑な実施	A	障害の軽減、回復、治療などに要した費用の一部を公費負担する自立支援医療を実施しています。	
	③地域リハビリテーション体制の充実	リハビリテーション体制の充実	A	自立訓練事業所等と連携を図り、障害の軽減や機能回復に努めています。	
		生活能力の維持・向上などの支援	A	医療機関や相談支援専門員と連携し、自立訓練事業の提供を促進しています。	
		小児リハビリテーション体制の充実	A	児童発達支援事業所及び放課後等ディサービス事業所との連携を通じて、障害のある児童を対象とするリハビリテーション体制の充実を図っています。	
(2) こころの健康づくり	①こころの健康づくりの推進	こころの健康づくりの推進	A	住民が気軽に相談できるよう、基幹相談支援センターの相談員による出張相談窓口をふれ愛センターに設置しています。また、講演会等を実施することによりこころの健康づくりの啓発を行っています。	
		正しい理解の普及・啓発	A	ゲートキーパー研修により、自殺予防に対する正しい知識の普及啓発・自殺予防や相談窓口等を掲載したチラシ・佳克物品等の配布を行っています。	
	②精神保健福祉に関する医療・相談体制の充実	精神保健福祉に関する相談支援体制の充実	A	保健所、地域活動支援センター、相談支援事業所と連携し、障害のある人や家族に対する相談支援を行っています。	
		地域活動支援センター事業などの充実	A	生活能力やコミュニケーション能力の向上等を図るため、地域活動支援センター事業を実施し、日中生活の支援を行っています。	
		精神科医療体制の充実	A	専門医療機関と連携し、適切な医療を受けられるよう支援を行っています。また、精神科救急体制については、府の救急医療体制と連携を図っています。	
		精神障害のある人の社会復帰支援に向けた体制づくり	A	保健・医療機関、自立支援協議会により関係者相互の連携強化に努めています。	
	(3) 難病患者等への支援	①難病患者等への支援	難病患者等の相談支援体制の充実	A	保健所や介護関係機関等と連携し、総合的な相談支援体制の整備を行っています。
			居宅生活支援事業等の実施	A	難病患者に対する日常生活用具の給付を行っています。
在宅療養生活への支援の充実			A	「福祉のてびき」やパンフレット等により、難病患者への情報提供を実施しています。	
難病患者に関連する機関の連携強化			A	保健所や介護関係機関等と連携強化を図っています。	

③ 生活支援の充実

施策の体系	施策・事業	進捗状況	主な取り組み内容	
(1) 相談支援と権利擁護の推進	① 広報・情報提供の充実	障害福祉に関する情報提供の充実	B	広報紙やパンフレットなどにより、障害者手帳の申請方法、各種支援制度、サービスの利用方法などの情報提供を行っています。
		制度改革についての周知・広報	A	国の制度改革に伴い、サービス内容、手続等が改められる場合には、広報紙などを通じ、情報提供を行っています。
		声の広報などの発行	A	朗読ボランティアによる「声の広報」を毎月作成し、提供しています。
		行政情報のバリアフリー化	A	声の広報の発行やホームページのユニバーサルデザインを採用するなど、情報提供に努めています。
	② 相談支援体制づくり	障害のある人のための相談支援事業の実施	B	障害のある人や家族などの相談ニーズに応じるため、基幹相談支援センターの相談員による出張相談窓口（第2・4月曜の午前、第3金曜の午後）を開設し、障害者相談支援事業を実施しています。
		庁内における相談支援体制の充実	A	健康課、福祉課、こども課、住民課が連携し、相談支援を実施しています。
		身近な相談機能の充実	A	障害者相談員や民生委員児童委員の活動支援を行っています。また、これらの制度の周知や資質向上に努めています。
		相談支援機関のネットワーク化	A	地域包括ケア会議に、基幹相談支援センターも参加し、町内ネットワークの充実、顔の見える関係づくりに努めています。
		障害者自立支援協議会の充実	A	泉佐野市と連携し、自立支援協議会による協議・検討・調整を行っています。
		障害者ケアマネジメントの推進	A	障害のある人にとって必要かつ効果的なサービスが利用できるよう、相談支援の実施、サービス利用計画の作成を行っています。
	③ 権利擁護の推進	権利擁護体制の整備	A	障害のある人の権利擁護に向けて、府や関係機関との連携を行っています。
		成年後見制度の普及と利用支援	B	成年後見制度については、高齢介護担当と障害福祉担当が連携し、普及に努めています。今後、利用支援も検討する必要があります。
		障害者差別解消法に基づく取り組みの推進	A	泉佐野市・田尻町自立支援協議会に、差別解消対応方針検討会議を設置し、差別事例の対応方針を研究するとともに、差別解消の相談スキームや対応方針のガイドラインづくりに取り組んでいます。
		福祉サービス利用援助事業の推進	A	社会福祉協議会の実施する日常生活自立支援事業の利用促進を図っています。
		障害のある人の虐待防止に向けたネットワークづくり	A	虐待の防止に向けて、関係機関との連携を強化しています。また、虐待防止センターを設置しています。
		苦情解決体制の整備	A	府や社会福祉協議会、サービス事業者など関係機関との連携を図りながら、福祉サービスに関する苦情解決に向けた適切な対応に努めています。

施策の体系		施策・事業	進捗状況	主な取り組み内容
(2) 生活支援サービスの提供	①在宅生活の支援	居宅介護などのホームヘルプサービスの推進	A	身体介護、家事援助などのサービスを障害の種類や程度に応じて提供するために相談を行っています。また、関係機関と連携し、ヘルパーの確保、資質向上を行っています。
		短期入所（ショートステイ）事業などの推進	A	サービス事業所との調整により受入体制の拡充を図っています。
		日中一時支援事業の実施	A	高石市以南8市4町と連携し、サービス事業所との調整により日中における活動の場を確保しています。
		その他の生活支援サービスの充実	A	補装具の給付や日常生活用具の給付などについては、障害の状況に応じたサービスを提供するため、個別相談を行っています。
	②日中活動の場の充実	自立支援給付によるサービスの提供	A	関係機関と連携しながら、介護給付や訓練等給付のサービスの提供を促進しています。
		地域活動支援センター事業の実施	A	泉佐野市と連携し、創作活動や生産活動の機会、社会との交流の促進などを行う地域活動支援センター事業を行っています。
	③生活の場の確保	地域における生活の場の確保	C	近隣で開設されている情報を収集し、相談支援専門員等への情報提供を行っています。
		施設入所支援サービスの提供	A	相談支援事業所などと連携し、相談支援・情報提供を行っています。
		地域生活への移行に向けた取り組みの推進	A	長期入院者については、相談支援事業所などと連携し、地域移行を図るための支援を行っています。
		入所施設に関する相談・情報提供	A	相談支援事業所などと連携し、相談支援・情報提供を行っています。
		入所施設やグループホームなどにおける生活の質の確保	A	入所施設やグループホームなどと情報共有を図っています。
	④各種制度の活用	各種制度の周知と利用促進	A	各種制度については、制度の手引を作成し、周知を図るとともに、制度を有効に活用できるよう相談支援を行っています。
		各種年金・手当などの給付	A	国・府の制度について、有効に活用できるよう周知を行っています。
		医療費の助成	A	
		利用者負担への配慮	A	国・府の動向に応じて、周辺自治体と連携し、上限設定について、検討を行っています。
		所得保障に関する働きかけ	A	周辺自治体と連携し、要望を行っています。

④ 教育・育成の充実

施策の体系	施策・事業	進捗状況	主な取り組み内容	
(1) 療育・発達支援体制の充実	①障害の早期発見・療育体制の充実	乳幼児健診などの実施	A	乳幼児健診等を通じて、子どもの心身の課題を早期に発見するとともに、フォローする体制を確保しています。
		育児相談などの実施	A	医療機関、保健所等と連携し、乳幼児の発達相談、心理相談、育児相談などを行っています。
		学校園における定期健康診断	A	定期的に学校園における健康診断を実施しています。
		療育に関する相談支援体制の充実	A	療育専門員や心理発達相談員などの専門職による個別相談を行い、対象児の所属機関等との連携を行っています。
	②障害のある子どもの子育て支援	保育所・幼稚園における障害児受け入れの充実	A	加配保育士を配置するとともに、施設・設備なども改善・充実を行っています。
		障害児通所支援	A	児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所に通所する児童の保護者に対し、障害児通所給付費を支給しています。また、町内の民間事業所において多様な障害児通所サービスを実施しています。
		障害児支援利用計画の作成	A	障害のある児童の心身の状況や利用意向を勘案し、対象児童にあった支援利用計画を作成できるよう支援しています。
(2) 障害児教育の充実	①学校教育における内容の充実	特別支援教育の実施体制の充実	A	教員の指導力向上や介助員の配置を実施し、個に応じた教育の充実に努めています。
		体験的学習指導の充実	A	自立活動の授業を中心に、校内、校外での体験学習の充実に努めています。
		教員研修の充実	A	泉南地区教育委員会で研修を実施し、支援教育担当教員が参加しています。また、地域の府立支援学校との協働研究を実施し、支援教育に関する助言を受けています。
	②教育施設の整備・充実	教育施設の整備	A	スロープ、手すりの設置、トイレの改修などバリアフリー化を進めています。
	③進路指導の充実	基本的な生活習慣の確立	A	子どもの状況や課題を踏まえて、生活面や社会的自立をめざした取り組みを進めています。
		中学校における進路指導の充実	A	学校見学や説明会を通じて、本人や保護者への進路情報の提供を行っています。
進路の確保に向けた要請		A	高等学校における支援の充実について働きかけを行っています。	

⑤ 雇用・就労の促進

施策の体系		施策・事業	進捗状況	主な取り組み内容
(1) 多様な就労の場の確保と支援	①就労支援のための体制づくり	雇用・就労促進のための体制づくり	A	泉州南就業・生活支援センターなどと連携し、支援体制をとっています。また、支援学校の福祉懇談会に参加し、支援学校卒業後の進路について、本人・家族・学校の相談に応じています。
	②啓発の推進と雇用の促進	障害者雇用の普及と啓発	A	国・府などの関係機関と連携しながら、雇用の促進・就労者の職場安定を図れるよう、広報紙などを通じての情報提供を行っています。
		関連制度・施策の周知徹底	A	国・府などからのパンフレット等の配架や、広報紙などを通じての情報提供を行っています。
		就労に向けた意欲の高揚	A	相談支援の中で自立や就労に向けた働きかけを行っています。
		町役場における雇用の推進	A	障害のある人の雇用促進に努めています。
		職域開発の促進	B	自立支援協議会において、企業・事業所等に対し、雇用調査を行うなど、要請に努めています。
		雇用先における障害のある人の人権の擁護	A	事業所に対して、人権啓発活動を行っています。
	③相談支援体制等の充実	相談支援・情報提供体制の充実	A	相談支援事業所・泉州南就業・生活支援センターとの連携強化を図り、情報提供をする体制を作っています。
		福祉的就労から一般就労への移行	A	就労移行を行う事業所や地域活動支援センターとの連携強化を図っています。
	(2) 福祉的就労の場の充実	①福祉的就労の場の充実	福祉的就労の場の整備・充実	A
相互利用の促進			A	サービス事業所との連携を図っています。
②福祉的就労の場の安定運営と機能強化		地域活動支援センターへの支援	A	泉佐野市と連携し、委託事業として行っています。
		福祉的就労の場の機能強化	B	田尻町における障害者就労施設等からの物品等の調達方針に基づき、少しずつ庁内における発注を実施しています。
		民間企業における委託・発注の拡大	D	実績はありませんでした。

⑥ 社会参加の促進

施策の体系		施策・事業	進捗状況	主な取り組み内容
(1) 移動・意思疎通に関する支援	①外出支援の充実	外出支援サービスの提供	A	自立支援給付によるサービス、地域生活支援事業による移動支援事業、移送サービスの情報提供、重度の障害のある人及び難病患者に対するタクシーの利用料金の一部助成などのサービスを行っています。
		外出促進のための各種助成等の実施	A	自動車運転免許取得や自動車改造に要する費用の一部助成を行っています。
	②意思疎通支援の推進	手話通訳者の派遣	A	大阪聴覚障害者協会との委託により手話通訳者を派遣しています。また、登録の手話奉仕員の派遣を行っています。
		各種奉仕員の養成促進	B	手話奉仕員の養成には取り組んでいますが、音訳奉仕員などの養成については、取り組めていません。
		難聴児言語訓練の推進	A	相談支援事業所、サービス事業所と連携を図り、サービスを提供しています。また、軽度難聴児補聴器等購入について、費用の一部を助成しています。
	声の広報の発行	A	視覚障害のある人のために、朗読ボランティアによる声の広報を発行しています。	
(2) 社会参加活動への支援	①スポーツ・文化活動等の振興	スポーツ活動の振興	B	公民館・ふれ愛センターについては、バリアフリー化を行っています。大阪府障がい者スポーツ大会や阪南スポーツレクリエーション大会などの参加促進を行っています。
		文化・芸術活動の振興	B	公民館・ふれ愛センターについては、バリアフリー化を行っています。
		生活訓練事業「チャレンジ教室」の充実	D	生活介護や自立訓練など、法定サービスに同種のものがあることや、参加者が少ないことから平成30年度(2018年度)に事業を廃止しました。
	②まちづくり活動への参画促進	政策・方針検討の場への参画促進	A	各種審議会や委員会などに障害のある人の参画を図っています。
		障害者団体の活動への支援	A	各施設の利用料の減免や活動に対する事業費の補助事業を行っています。
		地域活動へ参加しやすい環境づくり	B	文化及び教養を高めるため、各種の事業または催しに参加する場合には、手話通訳者、手話奉仕員を派遣するとともに、支援者の配置などを行っています。

⑦ 生活環境・安全対策の充実

施策の体系	施策・事業	進捗状況	主な取り組み内容
(1) 福祉のまちづくり	①福祉のまちづくりの普及・促進	福祉のまちづくりの普及・啓発	A 国・府などからのパンフレット等の配架により啓発を行っています。
		公共施設のバリアフリー化	A 役場庁舎、ふれ愛センター、公民館をはじめ、葬祭場においてもエレベーターの設置、段差の解消に努めています。
		民間施設のバリアフリー化の促進	A 大型店舗の新規の施設整備の際に必要な指導、助言を行っています。
		バリアフリー関連の情報提供	A 主要施設のバリアフリー化の状況は、広報紙を通じて情報提供を行っています。
		ユニバーサルデザインの普及・啓発	A 大型店舗の新規の施設整備の際に、必要な指導、助言を行っています。
	②外出しやすいまちづくり	歩道・道路などの整備促進	A 道路については、段差の解消や視覚障害者誘導用ブロックの設置など、すべての人の移動に配慮した安全な歩行空間の整備に努めています。
		交通安全対策の充実	A 迷惑駐車や放置自動車、はみだし看板など、移動の妨げとなる物をなくすため、住民団体とともに調査、撤去を行っています。また、交通安全教室を開催しています。
		鉄道駅舎などの利便性の向上	A 駅構内のバリアフリー化を行っており、駅舎の利便性の向上を図っています。
		バス利用者の利便性・安全性の向上	A コミュニティバスの運行を開始し、住民の皆様の交通の利便性の向上を図っています。
		障害のある人のための専用駐車場の設置促進	A 専用駐車場の設置を行っています。また、障害者等専用駐車区画の適正な利用を図るため、障害者等専用駐車区画利用証制度を行っています。
(2) 居住環境の整備・改善	①だれもが暮らしやすい居住環境の整備・改善	住宅施策に関する情報提供	A 各種支援制度に関する積極的な情報提供や相談支援を行っています。
		住宅改造に要する費用の助成など	A 住宅改修費の助成を行っています。
	②障害のある人に配慮した住まいの拡充	公営住宅における優先入居の実施	A 町営住宅の空き家募集に際しては、障害のある人を含む福祉的支援が必要な入居希望者向けの募集区分を設けています。
(3) 生活安全対策の推進	①防災・防火対策の充実	防災・防火対策などの推進	A 消防本部など関係機関と連携し、要支援者避難訓練、福祉避難所開設訓練、避難所運営訓練等を実施しています。また、防災情報メール配信サービスを行っています。
		地域における支援体制の確立	A 民生委員や児童委員協議会と連携し、支援の必要な人の現状把握に努めています。また、要支援者名簿を作成し、災害時の安否確認や支援活動を実施しています。
		緊急時の支援体制の充実	A 聴覚障害のある人に対する緊急時ファックス通報については、消防本部との連携と連絡体制の強化を行っています。
		避難所となる公共施設の整備・改善	A 公共施設については、耐震診断、改修に合わせ、整備・改善を進めています。

第2章 障害のある人を取り巻く状況

施策の体系		施策・事業	進捗状況	主な取り組み内容
(3) 生活安全対策の推進	②防犯対策等の充実	防犯対策の強化・充実	A	還付金詐欺などの防犯意識の周知徹底や悪質商法などの消費者被害防止に向けた情報提供を広報紙を通じて行っています。また、地区連合会等による町内パトロールなどに対する支援を行っています。
		犯罪被害を防ぐまちづくりの推進	A	犯罪にあいにくい安全なまちをつくるため、街灯・防犯灯のLED化などの犯罪の防止に配慮した設備の整備に努めています。

3 障害者施策に関わる住民意識

計画の策定に向けた基礎資料とするため、町内にお住まいの障害のある人や介助・支援をされている人を対象に、生活やサービス利用の状況、福祉施策に対する意識などを把握することを目的にアンケートを実施しました。

① 調査方法と回収状況

調査対象	町内在住の障害者手帳所持者、医療費の助成や障害福祉サービス等を利用するための受給者証を持っている人 18歳以上 491名、18歳未満 59名
調査方法	郵便による配布・回収（一部直接配布・回収）
調査期間	令和2年(2020年)8月～9月
回収状況	有効回答数 18歳以上 188件（有効回答率 38.3%） 18歳未満 23件（有効回答率 39.0%）

◆アンケート調査結果の見方◆

- ※グラフ中に表記しているアンケート調査結果における各設問の母数n (Number of caseの略) は、設問に対する有効回答者数を意味します。
- ※各選択肢の構成比(%)は小数点第2位以下を四捨五入しています。このため、択一式の回答については構成比の合計が100%にならない場合があります。
- ※複数回答が可能な設問の場合、選択肢の構成比の合計が100%を超える場合があります。
- ※グラフ中の数字は、特に断り書きのない限りすべて構成比を意味し、単位は%となります。
- ※年齢構成別で集計したグラフには、年齢が無回答のものは含まれていません。
- ※障害種別による集計については、重複障害のある人に関して各障害種別で有効回答者数を示しているため、合計すると調査全体の有効回答者数を超えます。

② 主な集計結果

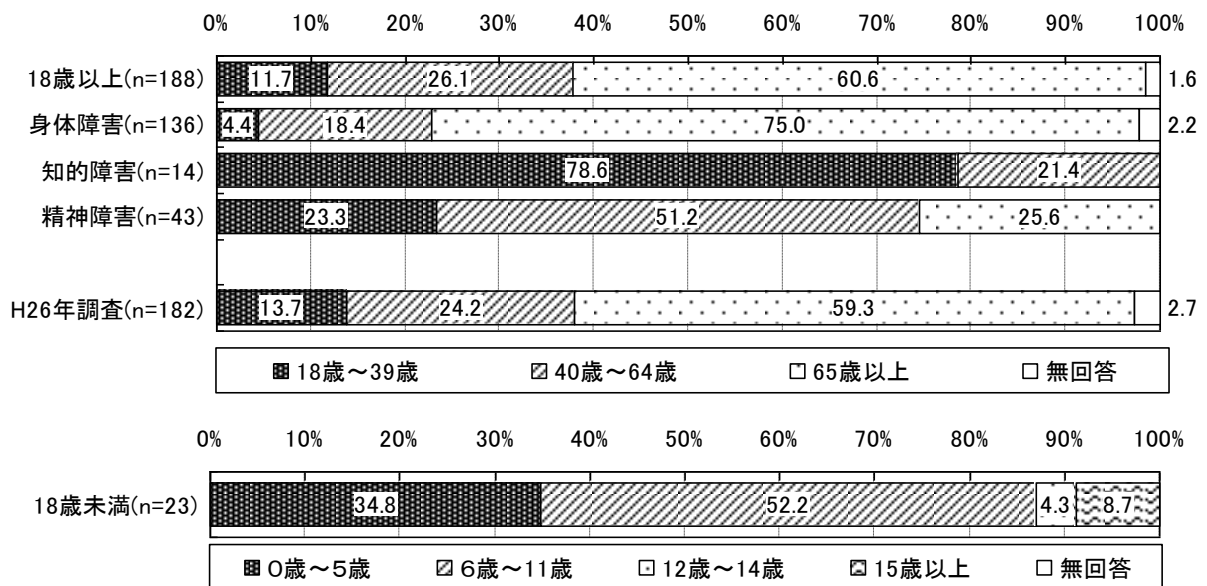
《調査対象者（本人）の属性と介助・支援の必要な状況》

18歳以上	<ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上の方が60.6%（身体障害のある人では75.0%）を占めており、このうち、49.1%が介護保険の要介護（要支援）認定を受けています。 ・身体障害者手帳を持っている人が72.3%で、このうち肢体不自由が48.5%、内部障害が23.5%となっています。 ・障害に関わることで通院している人は53.2%、日常的に何らかの医療的ケアを受けている人は24.5%となっています。 ・日常生活で何らかの介助・支援が必要な人は41.5%で、このうち74.4%が家族等の介助・支援を受けており、主な介助・支援者の50.0%は60歳以上です。また、必要な支援の内容は外出、服薬管理、金銭管理、入浴の順で多く見られます。
18歳未満	<ul style="list-style-type: none"> ・6～11歳が52.2%、0～5歳が34.8%、12歳以上が13.0%となっています。 ・子どもに特別な支援が必要と気づいた時期は2歳までが60.9%となっており、支援が必要と気づいたきっかけとして「乳幼児健診で知らされた」が34.8%と最も多くなっています。

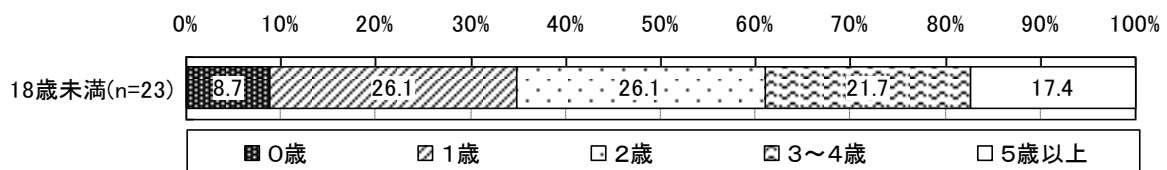
第2章 障害のある人を取り巻く状況

18歳未満 (続き)	<ul style="list-style-type: none"> 療育手帳を持っている人が39.1%で、医師から発達障害と診断されたり、その疑いがあるといわれたことがある人が30.4%となっています。 障害に関わることで通院している人は39.1%、日常的に何らかの医療的ケアを受けている人は8.7%となっています。また、通院にあたって「専門的な治療を行う病院が身近にない」「専門的なりハビリができる施設が身近にない」と答える人がそれぞれ23.1%となっています。 日常生活で何らかの介助・支援が必要な人は78.3%で、このうち77.8%が家族等の介助・支援を受けており、主な介助・支援者の71.4%は働いています。 介助・支援者が感じていることとして、「将来の見通しがたてられない」が42.9%、「介助で自分の時間が持てない」と「介助で心身ともに疲れる」が35.7%、「介助で自由に外出できない」が28.6%となっています。
---------------	--

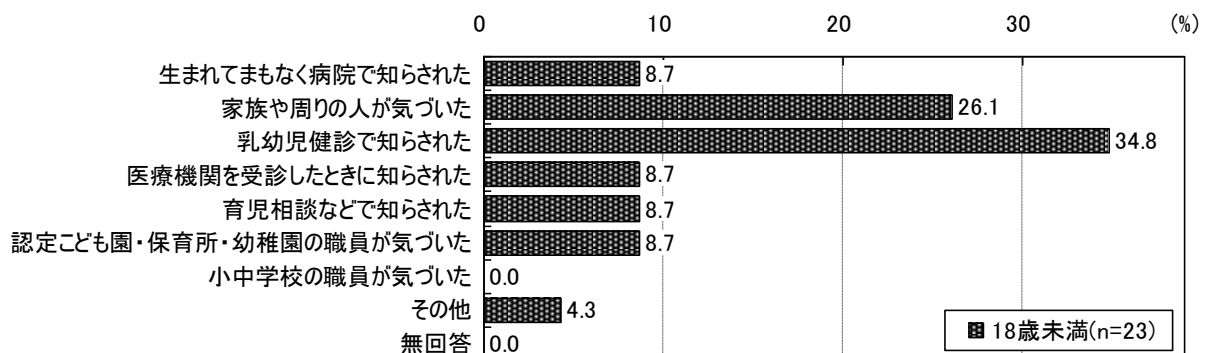
◆あなた（お子さん）の年齢は。



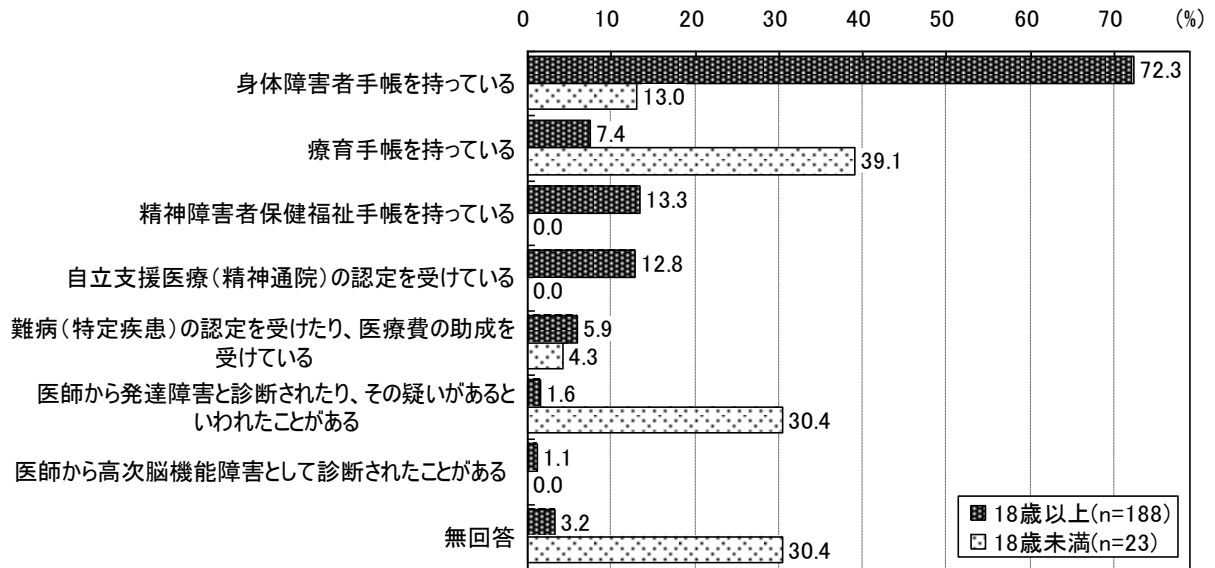
◆お子さんに特別な支援が必要だと気づいた時期はいつ頃ですか。



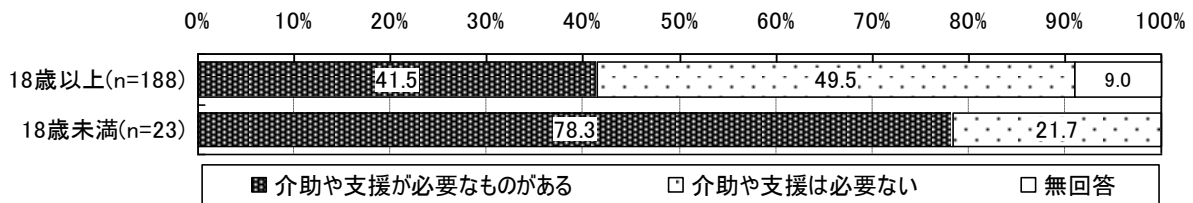
◆お子さんに特別な支援が必要だと気づいたのは、どういうきっかけでしたか。



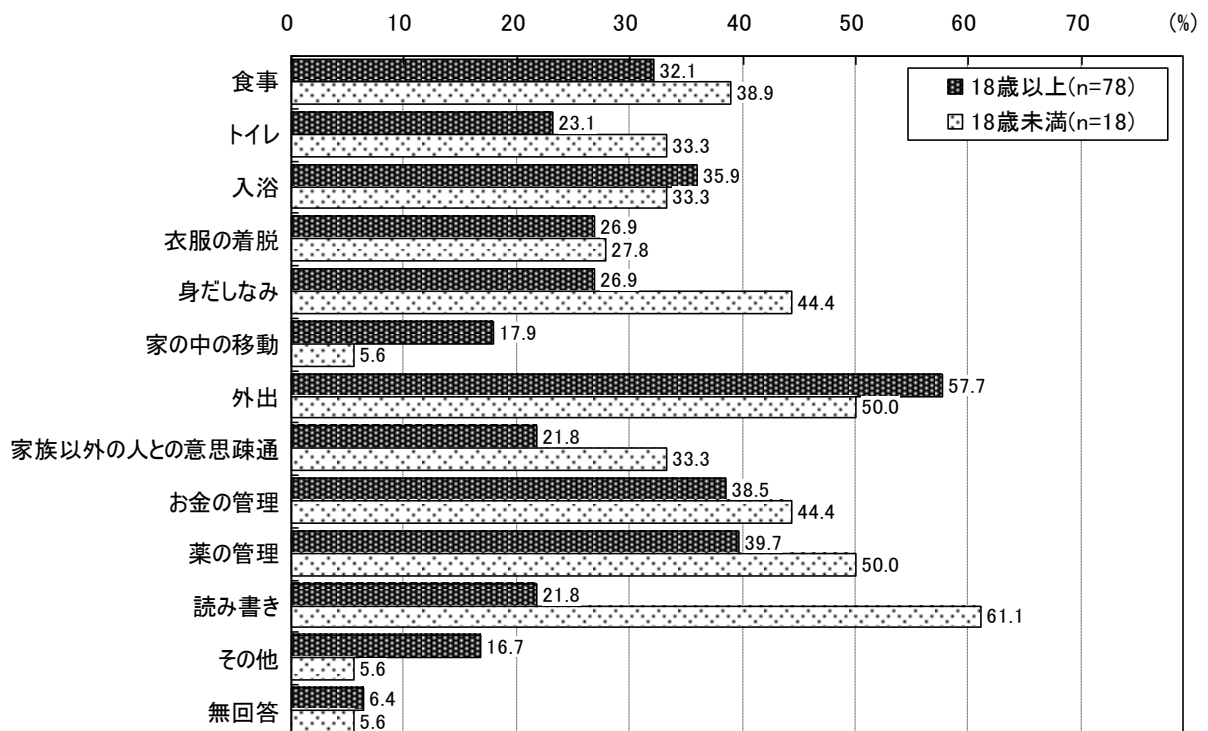
◆お持ちの障害者手帳は、次のどれですか。また、特定疾患の医療費助成、発達障害の診断などについてあてはまる人は番号に○をつけてください。



◆日ごろ生活するなかで、何らかの介助や支援(指示、声かけ、促しなども含みます)が必要ですか。



◆どのようなときに介助や支援が必要ですか。



《日中の活動や就園・就学状況と意識》

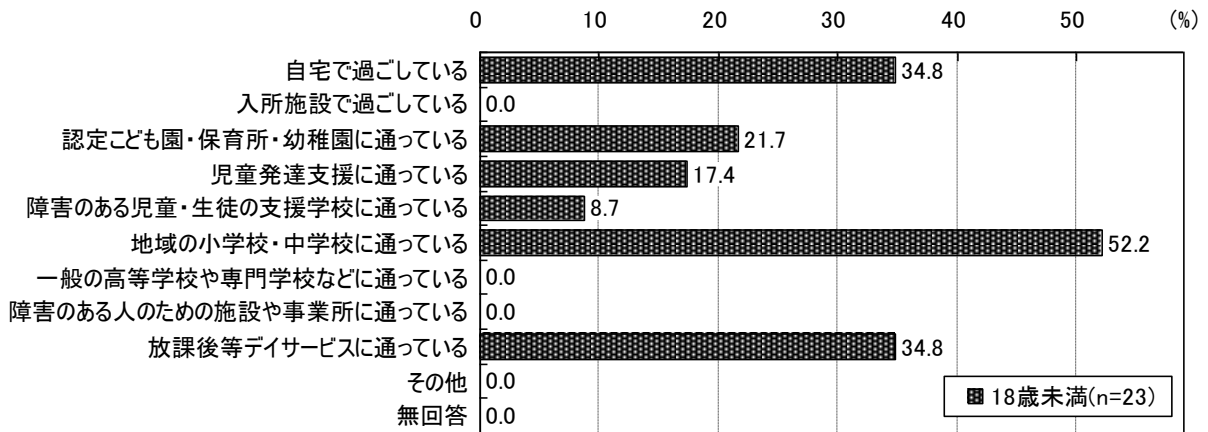
18歳以上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 昼間の時間を自宅等で過ごしている人は63.3%を占めていますが、18～39歳では自宅等で過ごしている人、何らかの仕事をしている人がともに40.9%となっています。一方、40～64歳の61.2%は自宅等で過ごしています。 ・ 外出時に何らかの理由で困っている人は52.6%で、内容別には道路や建物の段差、車の通行時に危険を感じる、電車やバスの乗降がしにくいの順で多く見られます。
18歳未満	<ul style="list-style-type: none"> ・ 昼間の時間は、地域の小学校・中学校に通っている人が52.2%、放課後等デイサービスに通っている人と自宅で過ごしている人がそれぞれ34.8%となっています。 ・ 現在の就園・就学環境に満足している人は61.5%となっています。 ・ 特別な支援が必要な児童・生徒の就園・就学環境として望ましいと思うものは、「認定こども園・保育所・幼稚園・普通学校において、できるだけ他の児童と同程度の保育・教育やサポートを受けられる環境」と「認定こども園・保育所・幼稚園・普通学校の特別支援学級において、できるだけ専門的な保育・教育やサポートを受けられる環境」のいずれも34.8%と意見が分かれています。 ・ 外出時に何らかの理由で困っている人は56.6%で、内容別には車の通行時に危険を感じる、人との会話が難しいの順で多く見られます。

◆日ごろ昼間の時間はどのように過ごしていますか。

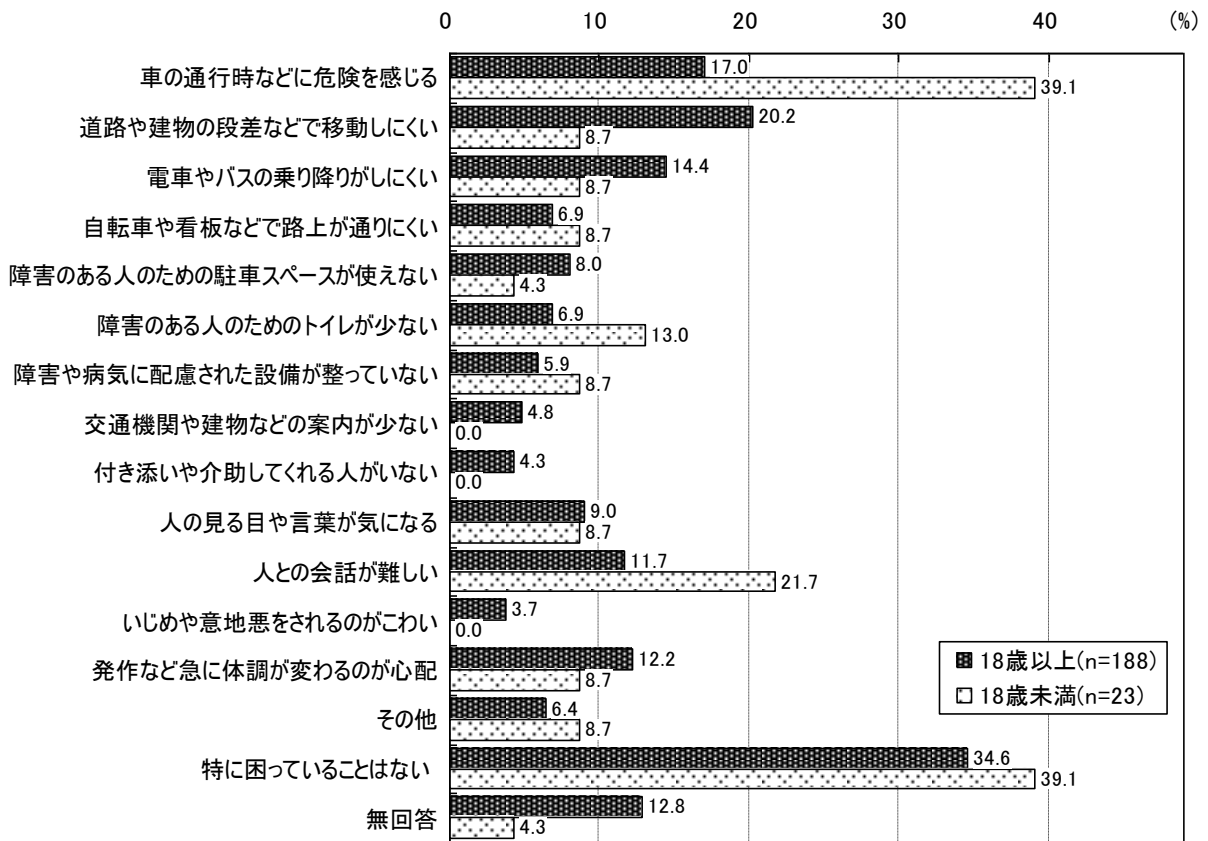
単位：%	18歳以上 (n=188)	18～39歳 (n=22)	40～64歳 (n=49)	65歳以上 (n=114)
自宅や施設などで過ごしている	63.3	40.9	61.2	69.3
学校に通っている	1.1	9.1	0.0	0.0
正規の職員・従業員で働いている	8.5	18.2	22.4	0.9
パート・アルバイト・派遣・契約社員等で働いている	7.4	22.7	10.2	3.5
自営業や家業の手伝いをしている	4.3	0.0	2.0	6.1
通所施設などに通っている	9.0	36.4	6.1	5.3
生活や働くための訓練を受けている	3.2	4.5	10.2	0.0
通院したり機能訓練を受けている	12.2	13.6	14.3	11.4
決まった用事はないが外で過ごしている	5.9	4.5	2.0	7.9
その他	9.0	9.1	2.0	11.4
無回答	8.5	0.0	0.0	13.2

※網かけ太字は全体構成比より10ポイント以上高いもの

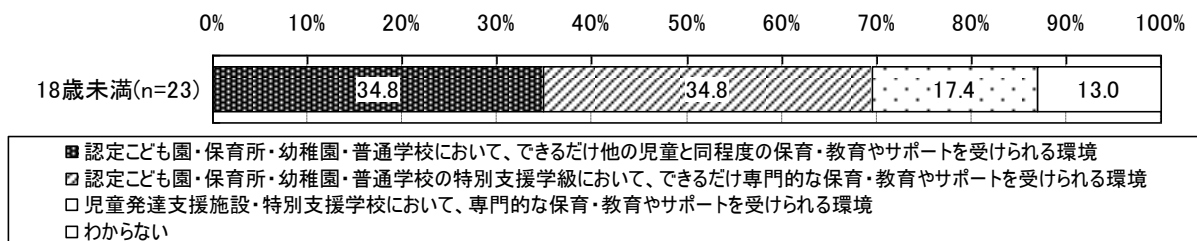
◆日ごろ昼間の時間はどのように過ごしていますか。



◆外出時に困ることがありますか。



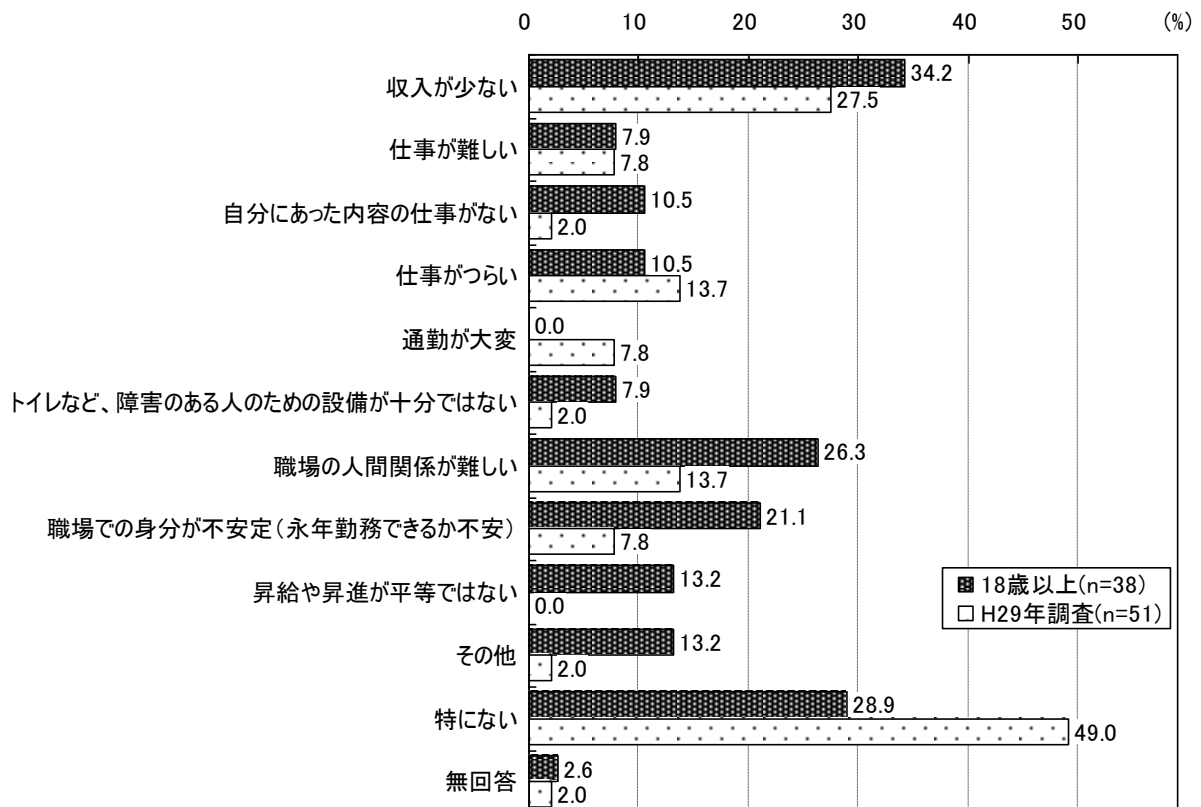
◆特別な支援が必要な児童・生徒の就園・就学環境として望ましいと思うものは、次のどれですか。



《働くことに対する意識》

18歳以上	<ul style="list-style-type: none"> 働いている人に仕事をする上で困っていることを尋ねたところ、「収入が少ない」が34.2%、「職場の人間関係が難しい」が26.3%となっています。また、平成29年(2017年)に実施した結果と比べると、「特にない」という人が減り、「収入が少ない」「職場の人間関係が難しい」「職場での身分が不安定」などの割合が増えています。 今後の就労について、18～39歳では「障害のない人と一緒に一般の職場で働きたい」が50.0%、「障害のある人に配慮された職場で働きたい」が45.5%、「一般の職場ではなく障害のある人のための施設で仲間とともに働きたい」が31.8%と多くの方が意欲を示しています。一方、40～64歳では「わからない、まだ考えたことがない」が34.7%と最も多くなっています。 障害のある人が働き続けるために必要なこととして、「勤務時間や日数が体調に合わせて変更できること」が35.6%と最も多く、次いで「自分にあった仕事であること」が28.2%、「職場に適切な助言や指導、配慮をしてくれる人がいること」が20.7%となっています。平成26年(2014年)に実施した結果も同様の傾向となっています。
18歳未満	<ul style="list-style-type: none"> 今後の就労については、「わからない、まだ考えたことがない」が65.2%となっています。

◆仕事をする上で、何か困っていることがありますか。

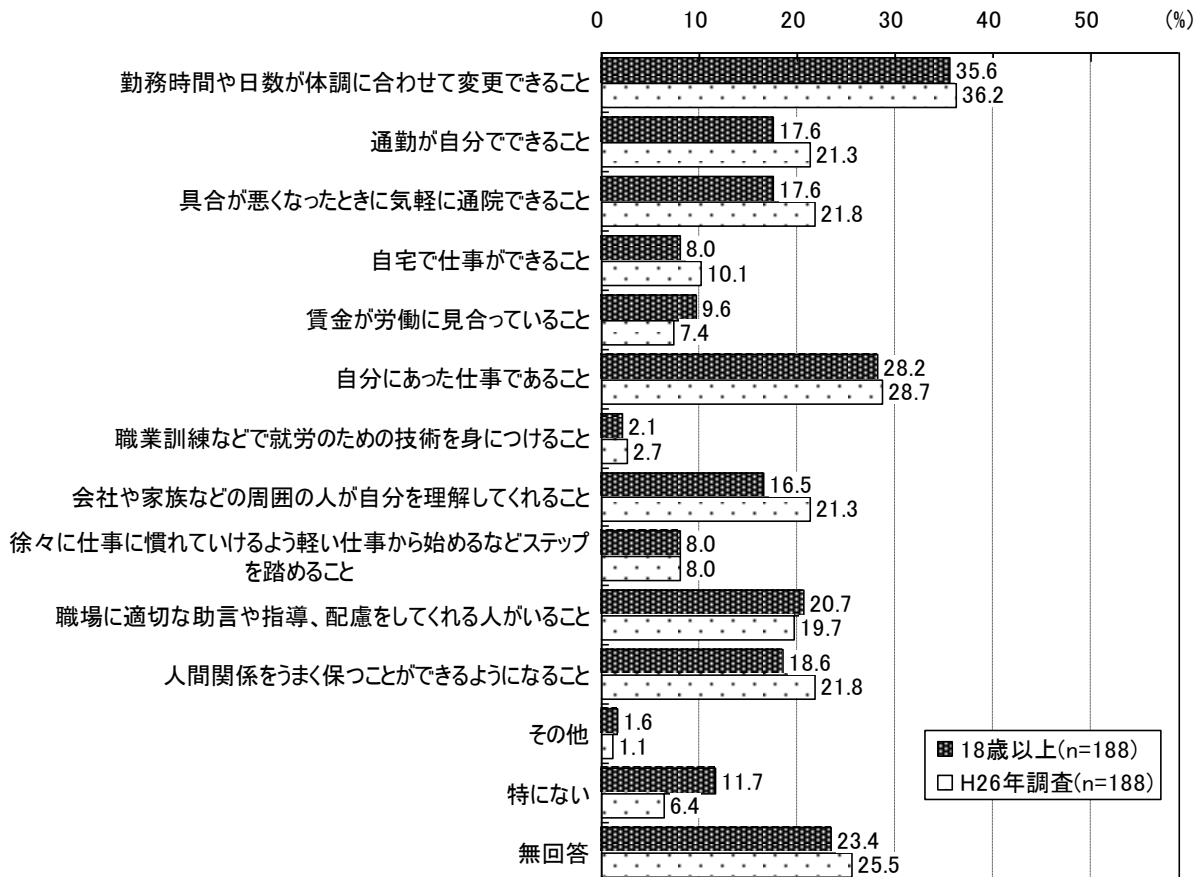


◆今後、働くことについて、どのように考えていますか。現在すでに働いている人も望ましいと思う働き方を選んでください。

単位：%	18歳以上 (n=188)	18~39歳 (n=22)	40~64歳 (n=49)	65歳以上 (n=114)
障害のない人と一緒に一般の職場で働きたい	13.8	50.0	22.4	3.5
障害のある人に配慮された職場で働きたい	12.2	45.5	20.4	2.6
一般の職場ではなく障害のある人のための施設で仲間とともに働きたい	6.4	31.8	6.1	1.8
重度の障害や病気などで働くことができない	4.8	9.1	4.1	4.4
高齢のため働くことができない	21.3	0.0	0.0	34.2
働きたくない、働くつもりはない	10.1	4.5	2.0	14.0
わからない、まだ考えたことがない	17.0	4.5	34.7	12.3
その他	6.9	18.2	10.2	3.5
無回答	20.2	0.0	8.2	28.9

※網かけ太字は全体構成比より10ポイント以上高いもの

◆障害のある人が一般の職場で働き続けるために、どのようなことが必要だと思いますか。現在、働いていない人は、もし一般の職場で働くとしたらと考えて教えてください。

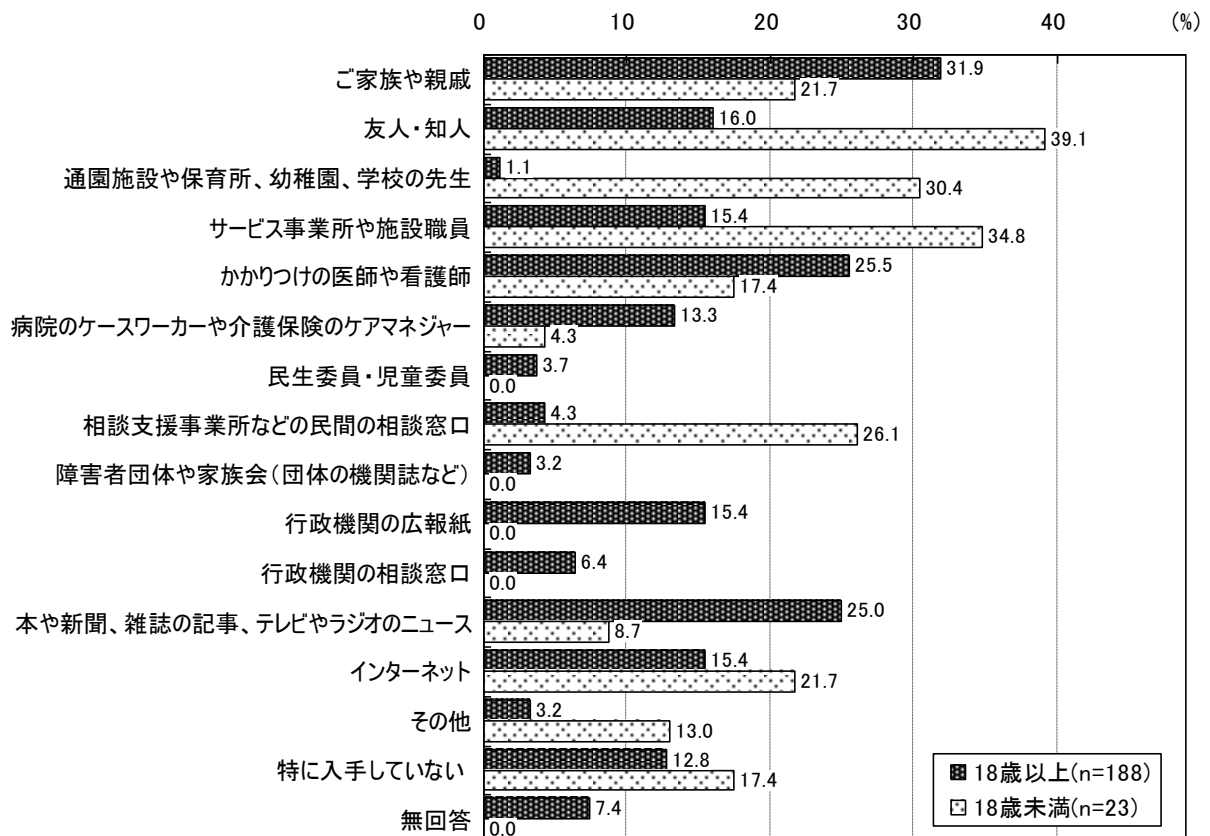


※平成26年調査の結果には、18歳未満(n=6)の回答も含まれます。

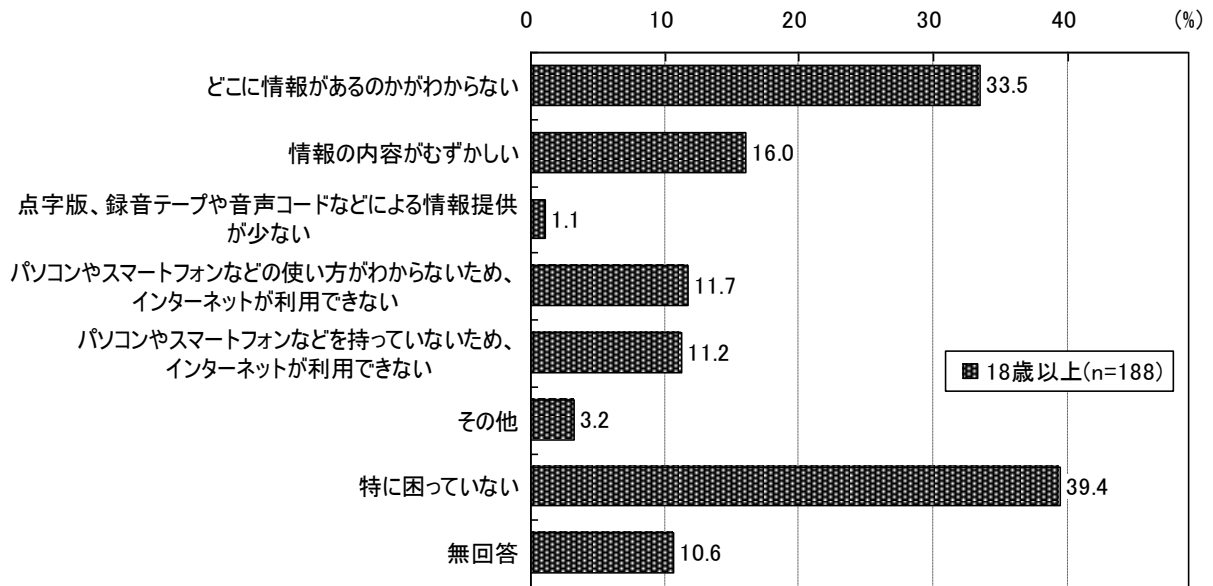
《コミュニケーションや情報入手の状況》

18歳以上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周囲の人などとのコミュニケーションのために利用しているものは、電話が64.4%、メールやSNSが31.9%（18～39歳は63.6%、40～64歳は51.0%）となっています。 ・ 障害や福祉サービスなどに関する情報入手先は、「ご家族や親戚」が31.9%、「かかりつけの医師や看護師」が25.5%、「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」が25.0%などとなっています。 ・ 福祉に関する情報の入手について50.0%の人が困っており、内容別には「どこに情報があるのかわからない」が33.5%と最も多くなっています。 ・ 今後充実してほしい情報は、「困った時に相談ができる機関・場所」が37.8%と最も多く、次いで「福祉サービスの具体的な内容や利用方法」が35.6%となっています。
18歳未満	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害や福祉サービスなどに関する情報入手先は、「友人・知人」が39.1%、「サービス事業所や施設職員」が34.8%、「通園施設や保育所、幼稚園、学校の先生」が30.4%などとなっています。 ・ 今後充実してほしい情報は、「困った時に相談ができる機関・場所」が43.5%と最も多く、次いで「就学に関する相談・情報提供窓口・機関」と「施設・機関が行っている医療、福祉サービスの質」がそれぞれ34.8%、「福祉サービスの具体的な内容や利用方法」が30.4%となっています。

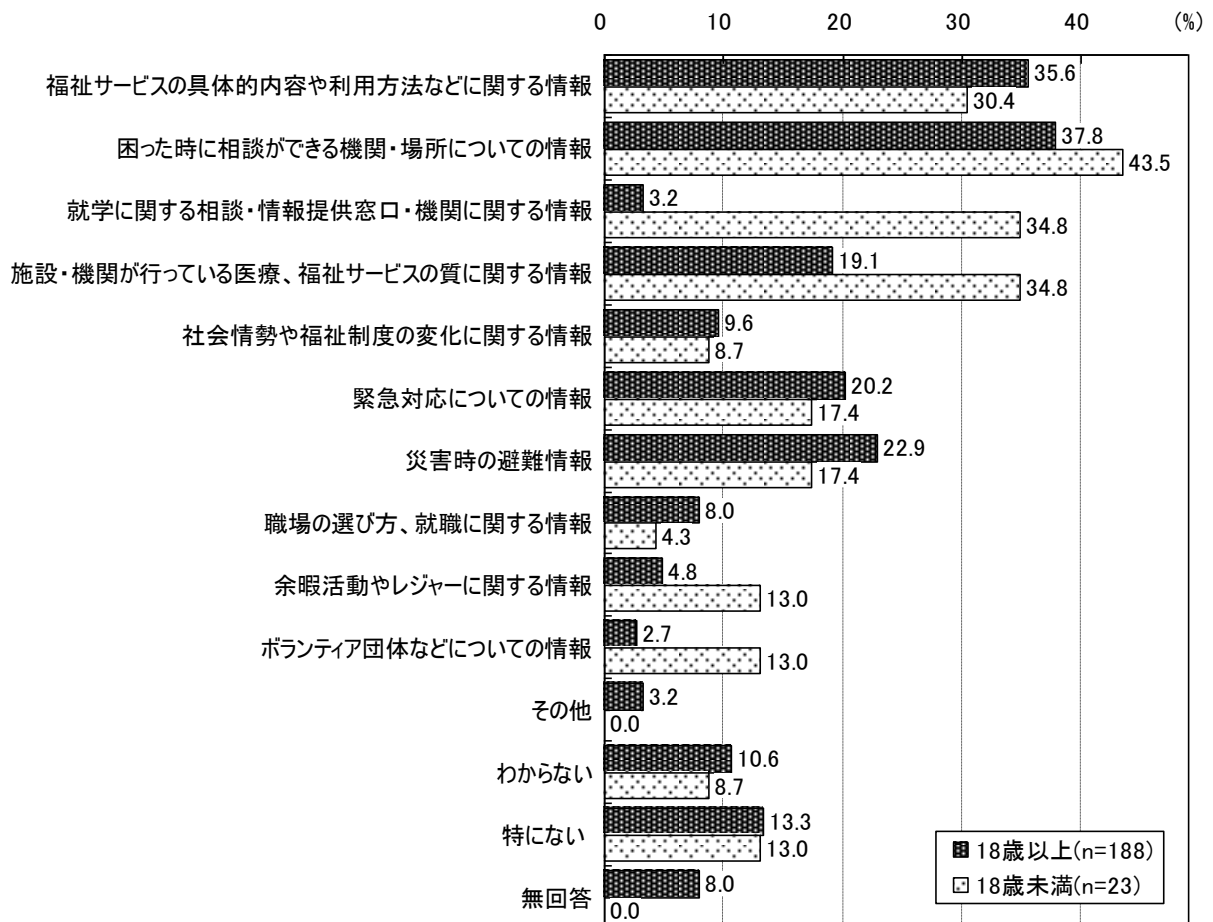
◆障害のことや福祉サービスなどに関する情報を、どこから知ることが多いですか。



◆福祉に関する情報の入手について困っていることはありますか。



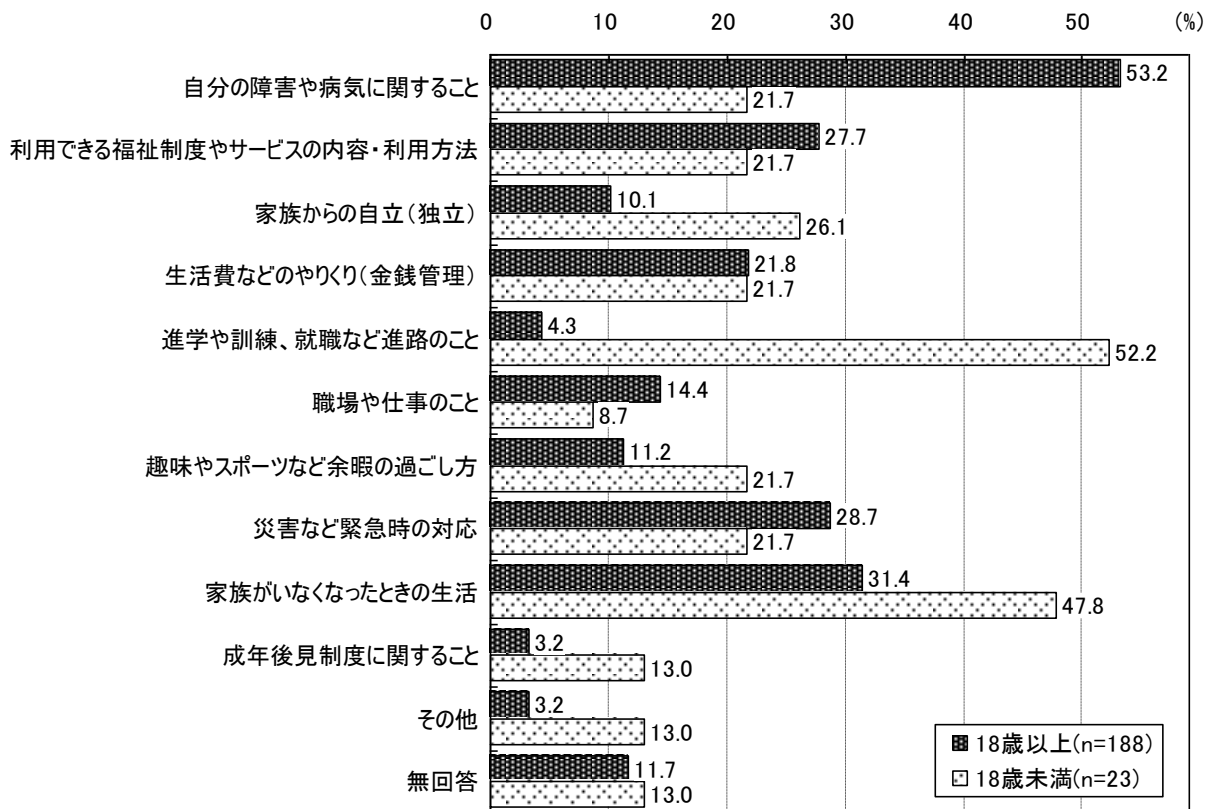
◆今後充実してほしい情報は何ですか。



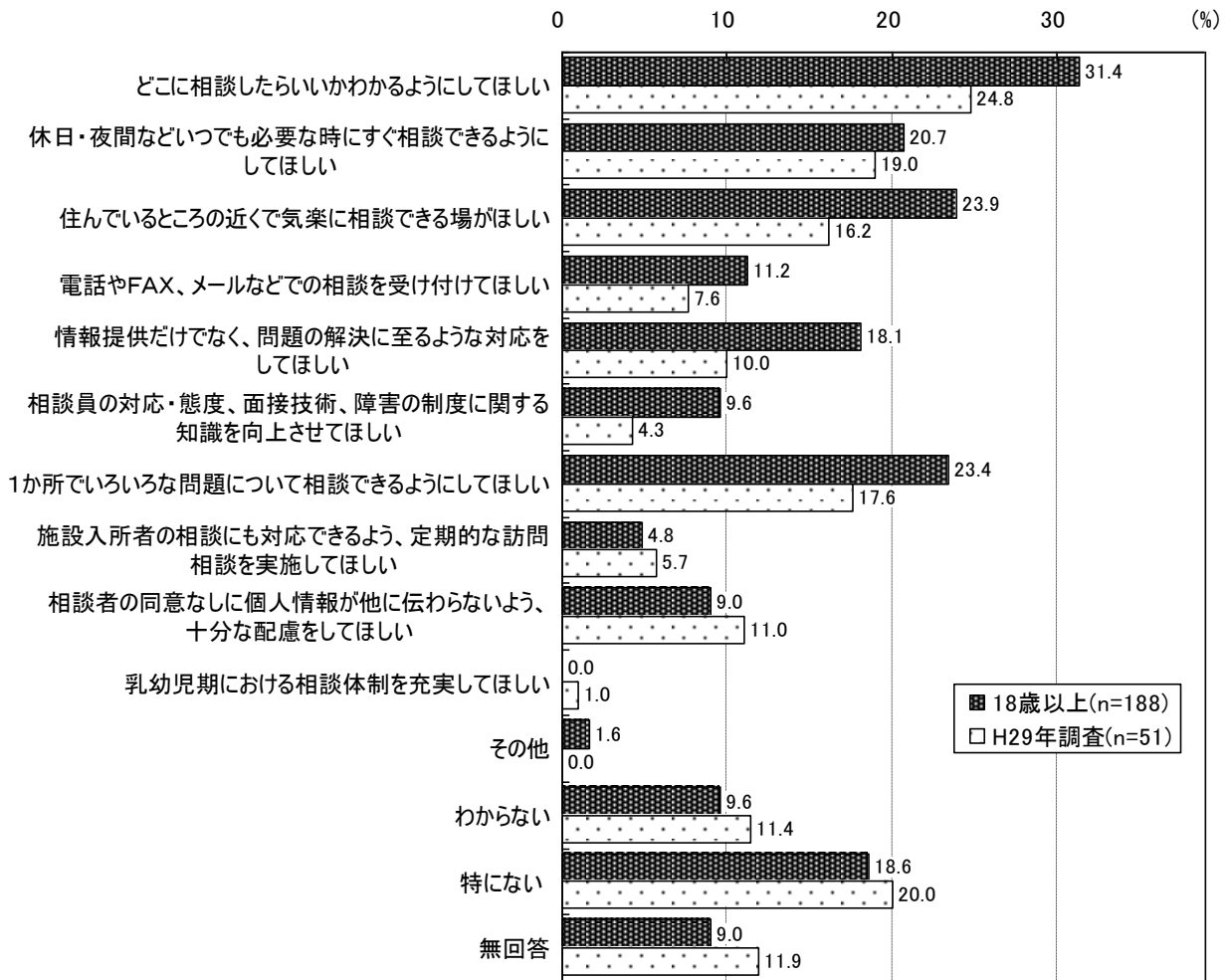
《生活上の不安と相談支援に対する意識》

18歳以上	<ul style="list-style-type: none"> ・今、気にかかっていることとして、「自分の障害や病気に関すること」が53.2%と最も多く、次いで「家族がいなくなったときの生活」が31.4%、「災害など緊急時の対応」が28.7%、「利用できる福祉制度やサービスの内容・利用方法」が27.7%となっています。また、上記の他に18歳から39歳では、「職場や仕事のこと」が50.0%、「家族からの自立（独立）」が45.5%、「生活費などのやりくり」が40.9%と高くなっています。 ・今後の相談体制として希望することは、「どこに相談したらいいかわかるようにしてほしい」が31.4%と最も多く、次いで「住んでいるところの近くで気軽に相談できる場がほしい」が23.9%、「1か所でいろいろな問題について相談できるようにしてほしい」が23.4%となっています。また、平成29年(2017年)に実施した結果と比べると、前述の3項目とともに、「情報提供だけでなく、問題の解決に至るような対応をしてほしい」の割合が増えています。
18歳未満	<ul style="list-style-type: none"> ・今、気にかかっていることとして、「進学や訓練、就職など進路のこと」が52.2%、「家族がいなくなったときの生活」が47.8%となっています。 ・療育や教育に関する相談について望むことについては、「具体的な対応のしかたをわかりやすく教えてほしい」が34.8%、「困ったときにすぐに相談できるような体制を整えてほしい」が26.1%となっています。

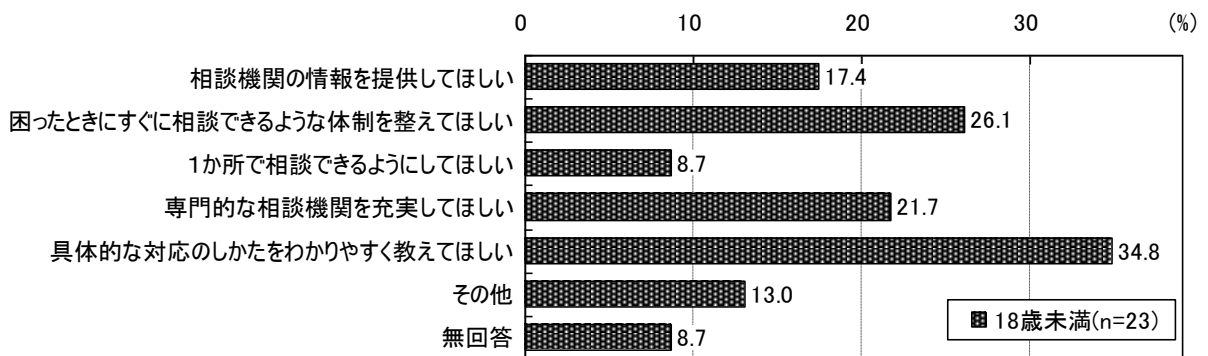
◆今、気にかかっていることはどのようなことですか。



◆今後、福祉や生活に関する相談体制として、どのようなことを希望しますか。



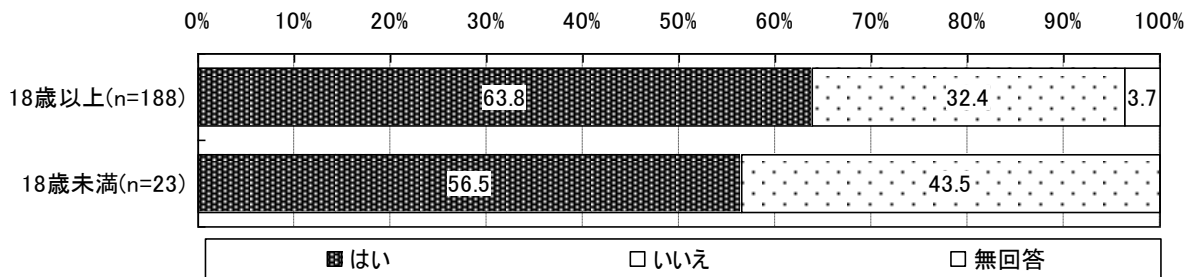
◆療育や教育に関する相談について望むことがありますか。



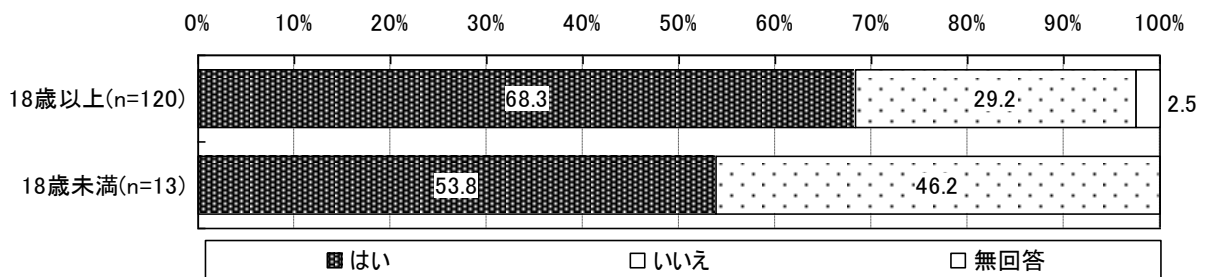
《緊急時の対応と意識》

18歳以上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時の避難場所を知っている人は63.8%で、このうち68.3%が避難場所まで自分で移動できると答えています。 ・ 緊急時に不安を感じる内容は、「自分だけでは動けない」が35.6%、「水・食事・薬の確保」が35.1%、「避難先での医療体制」が24.5%などとなっています。 ・ 震災に備えて何らかの対策をとっている人は52.7%となっています。
18歳未満	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時の避難場所を知っている人は56.5%で、このうち53.8%が避難場所まで自分で移動できると答えています。 ・ 緊急時に不安を感じる内容として、「自分だけでは動けない」が47.8%となっています。 ・ 震災に備えて何らかの対策をとっている人は52.2%となっています。

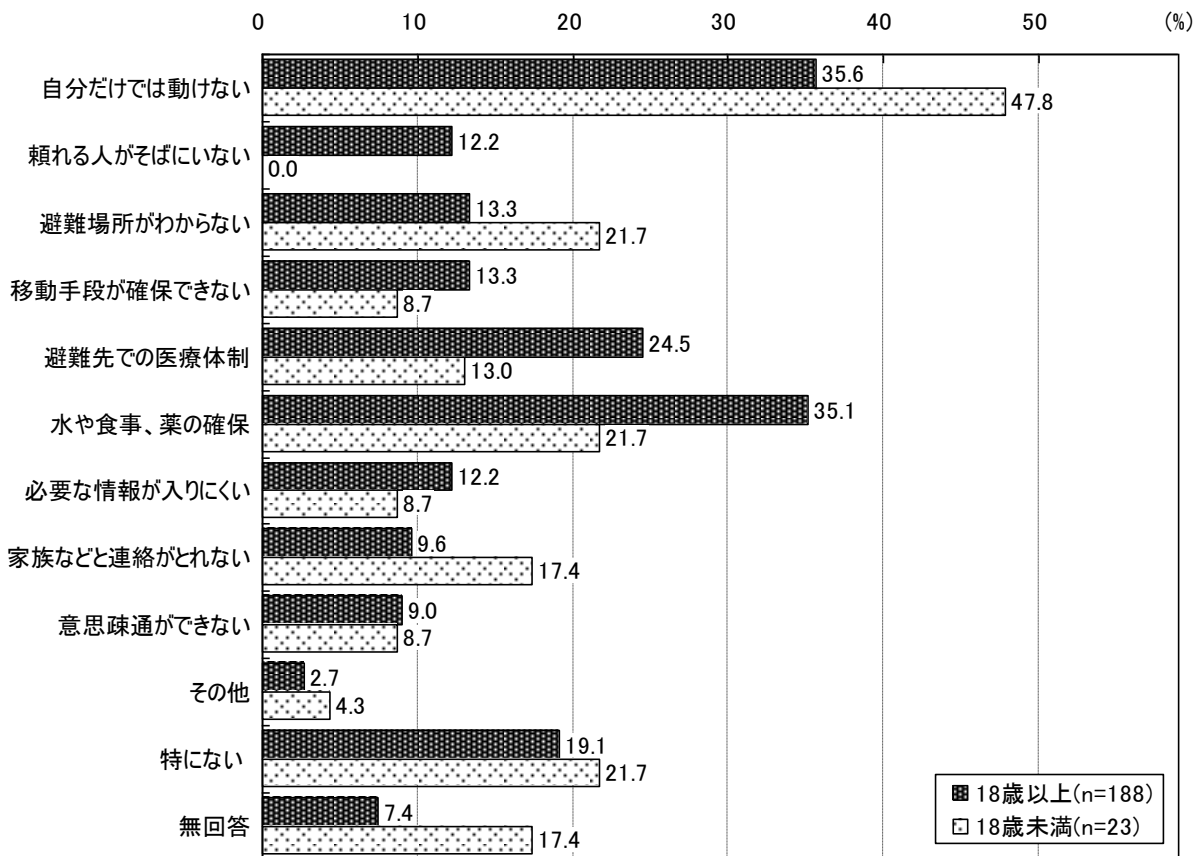
◆災害時の避難場所を知っていますか。



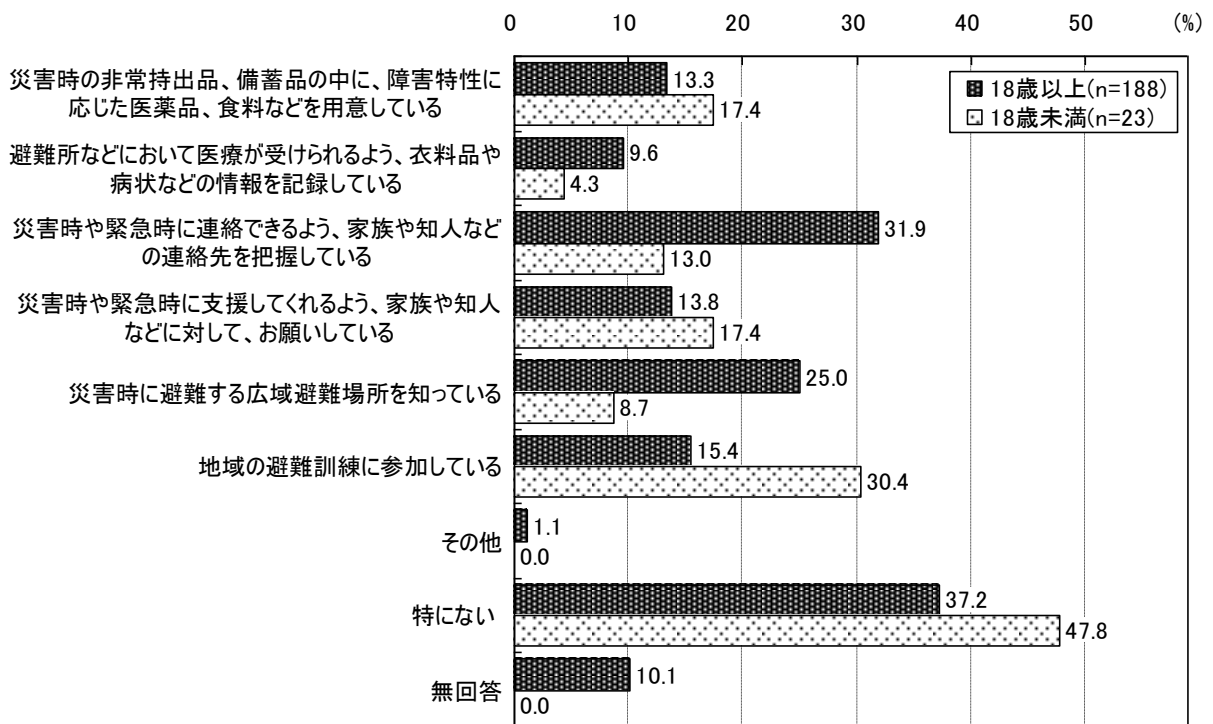
◆避難場所まで自分で移動することができますか。



◆災害や病気が急変したときなど、緊急時に不安を感じることがありますか。



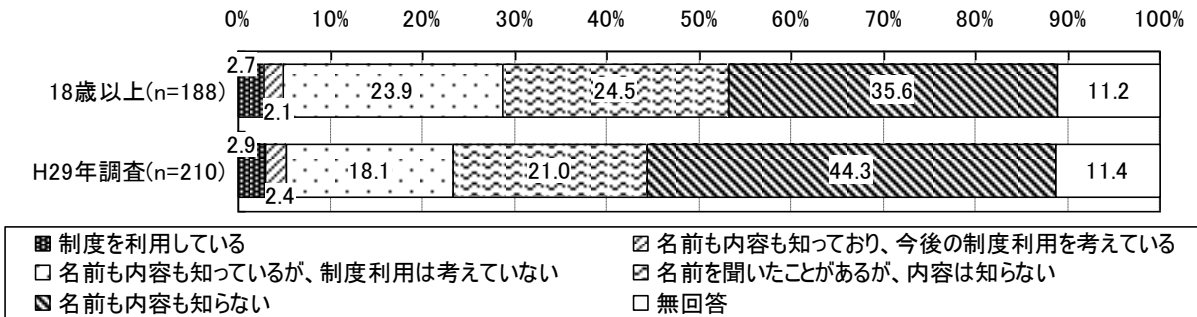
◆震災に備えて、障害特性に応じた特別な対策をとっていますか。



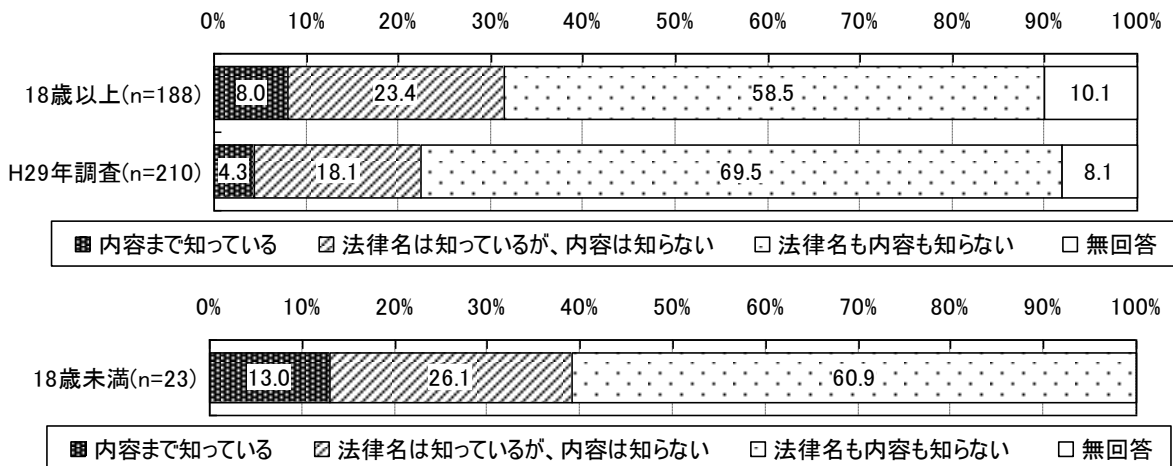
《障害のある人の権利や周りの人の意識》

18歳以上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 成年後見制度の内容を知っている人は28.7%、福祉サービス利用援助事業は28.2%、障害者差別解消法の内容を知っている人は8.0%となっています。また、平成29年(2017年)に実施した結果と比べると、知っている人の割合はそれぞれ増える傾向にあります。 ・ 障害や特性があることで差別を受けたり嫌な思いをした経験のある人は44.6%で、18~39歳の77.3%、知的障害のある人の78.6%を占めています。 ・ 差別を受けたり嫌な思いをした主な場面としては、「就職するときや職場において」が23.8%、「公共交通機関を利用するとき」が22.6%の順で多く、内容としては「差別的な発言を受けた」が34.5%となっています。 ・ 障害のある人への理解を深めるために必要なことについては、「障害や障害者問題に関する広報・啓発の充実」が30.3%、「学校における人権教育の充実」が21.8%、「障害のある人との交流を通じての理解と参加の促進」が20.2%となっています。
18歳未満	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者差別解消法の内容を知っている人は13.0%となっています。 ・ 障害や特性があることで差別を受けたり嫌な思いをした経験のある人は43.4%となっています。 ・ 障害のある人への理解を深めるために必要なことについては、「学校における人権教育の充実」が69.6%と最も多くなっています。

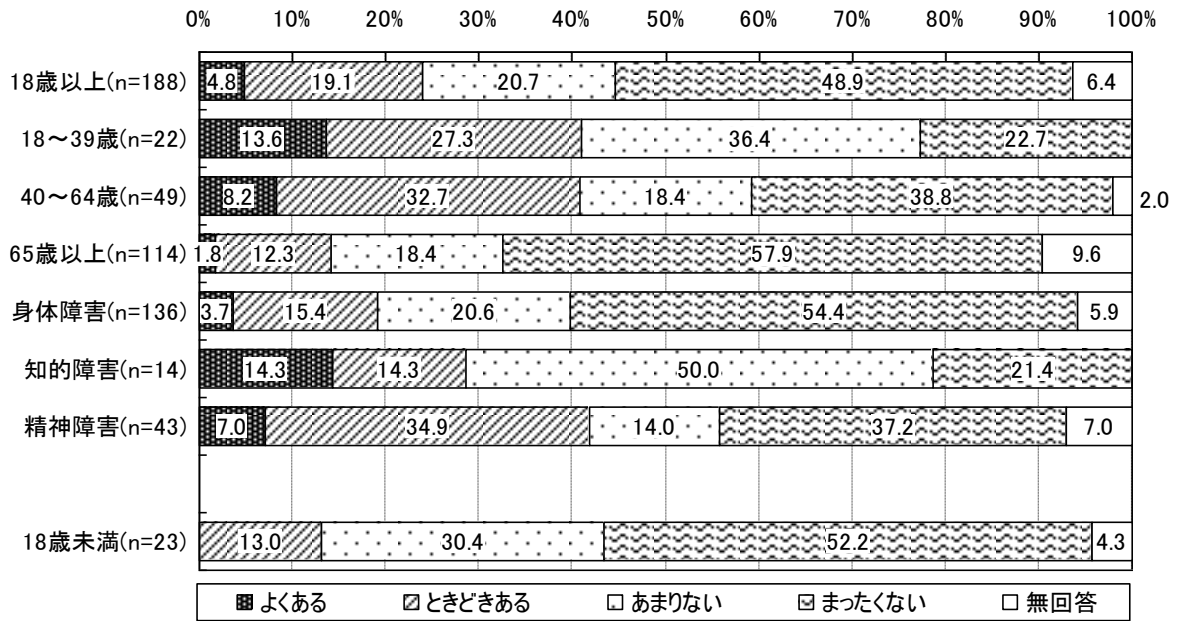
◆成年後見制度について知っていますか。



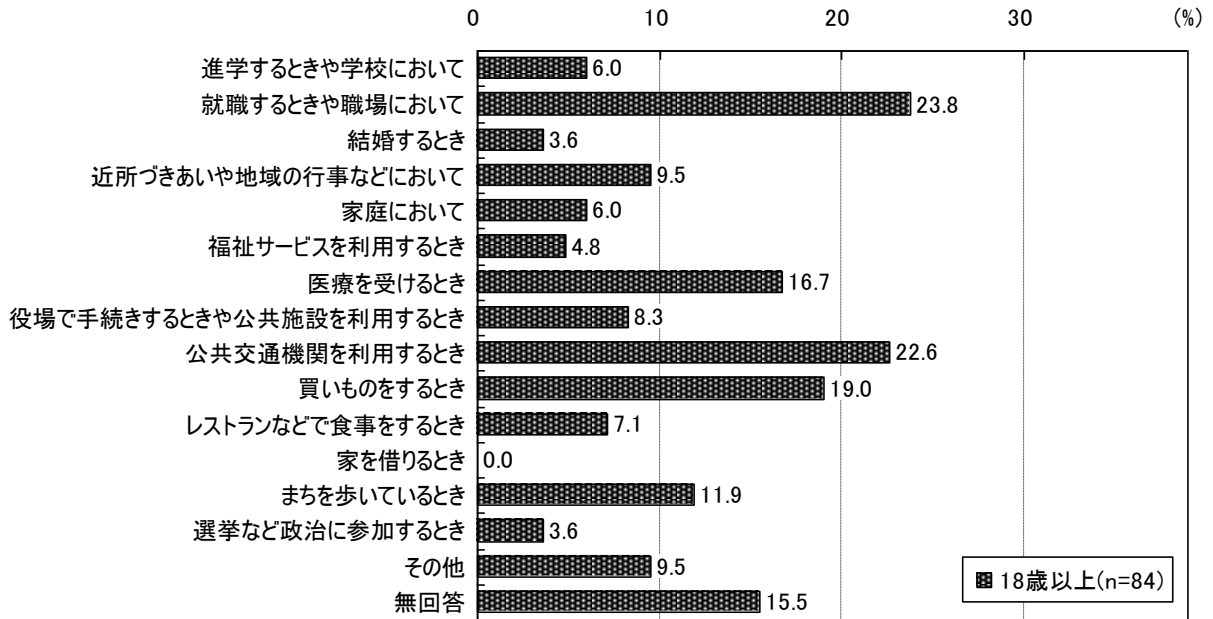
◆「障害者差別解消法」について知っていますか。



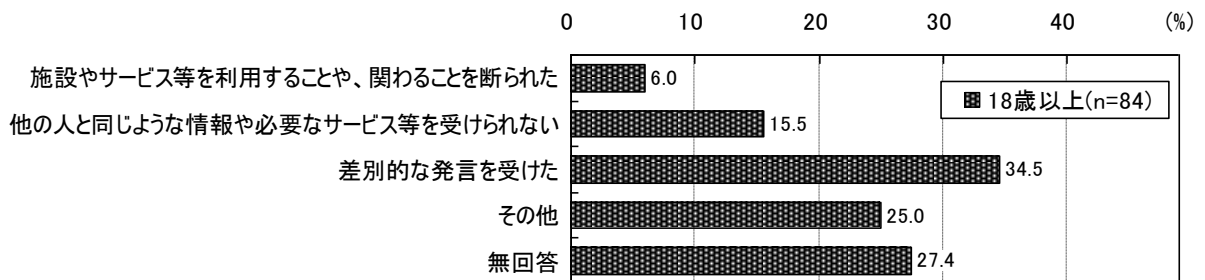
◆障害や特性があることで差別を受けたり嫌な思いをしたことがありますか。



◆差別を受けたり嫌な思いをしたのは、どのような場面ですか。

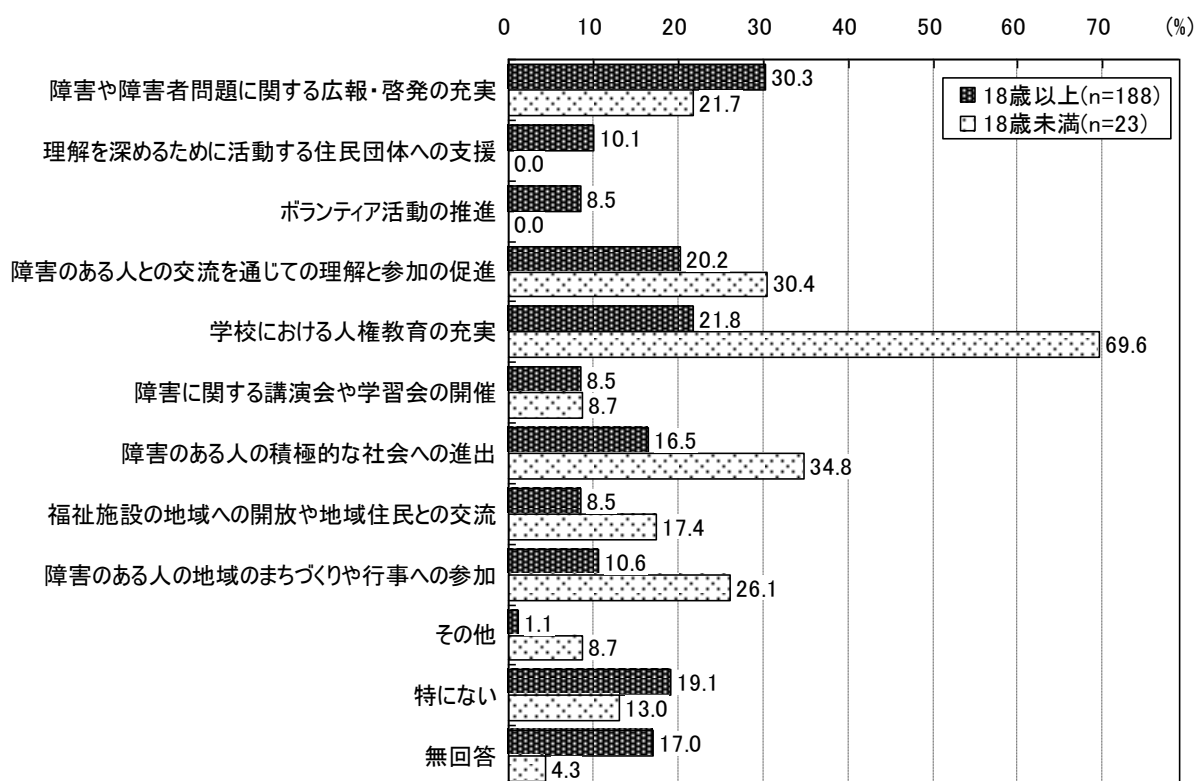


◆差別を受けたり嫌な思いをしたのは、どのような場面ですか。



第2章 障害のある人を取り巻く状況

◆障害のある人への理解を深めるためには、何が重要だと思いますか。



《障害福祉サービス等の利用状況と意識》

18歳以上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在利用しているサービスは、居宅介護が10.1%、生活介護が9.6%となっています。 ・ 今後利用したいサービスは、相談支援が27.7%、生活介護が22.3%、居宅介護が20.7%、短期入所（ショートステイ）が16.0%となっています。 ・ 障害福祉サービスを利用しやすくするために希望することでは、「どんなサービスがあるのか、もっと情報がほしい」が38.8%と最も多く、次いで「利用についての申請や手続き方法をわかりやすくしてほしい」が25.0%、「自分にとって何が必要なサービスかが判断できるような手助けがほしい」が19.7%となっています。平成29年(2017年)に実施した結果も同様の傾向となっています。 ・ 障害のある人を地域で支えある体制づくりに向けて必要なものでは、「介助・支援者の急病や障害のある人の状態が急変した際の受け入れや医療機関への連絡調整」が46.3%、「365日対応できる相談窓口」が38.3%、「医療的ケアが必要な人や、障害が重度化した人に専門的な対応を行う機能」が34.0%、「地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制」が32.4%の順となっています。
--------------	--

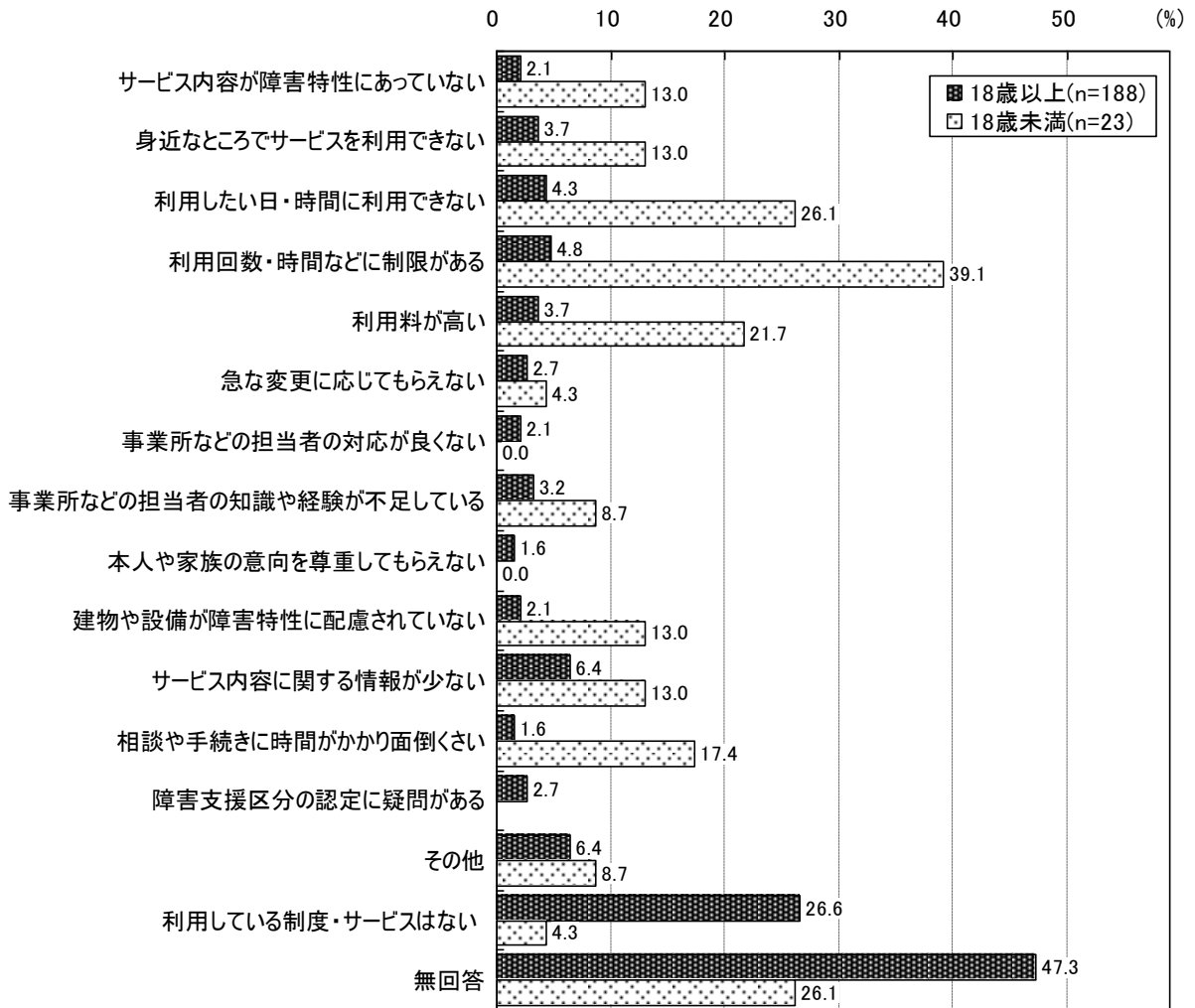
18歳未満	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在利用しているサービスは、放課後等デイサービスが65.2%、児童発達支援が47.8%、保育所等訪問支援が39.1%となっています。 ・ 今後利用したいサービスは、放課後等デイサービスが60.9%、相談支援・障害児相談支援が52.2%、児童発達支援と自立訓練が各39.1%、保育所等訪問支援が34.8%、移動支援事業と就労移行支援が各30.4%となっています。 ・ サービスを利用して不満に思うこととして、「利用回数・時間などに制限がある」が39.1%、「利用したい日・時間に利用できない」が26.1%となっています。 ・ 障害のある子どもや発達に支援を必要とする子どものために充実が必要と思う施策やサービスについては、「小・中学校、高等学校での教育機会の拡充」が56.5%と最も多く、次いで「地域における療育、リハビリテーション体制の充実」が47.8%、「障害のある児童・生徒のための学校の充実」と「自立に向けた専門的な教育の充実」と「保護者が介助・支援できないときの一時的な見守りや介助」がそれぞれ43.5%となっています。
--------------	---

◆現在利用しているサービスと今後利用したいサービス（単位：％）

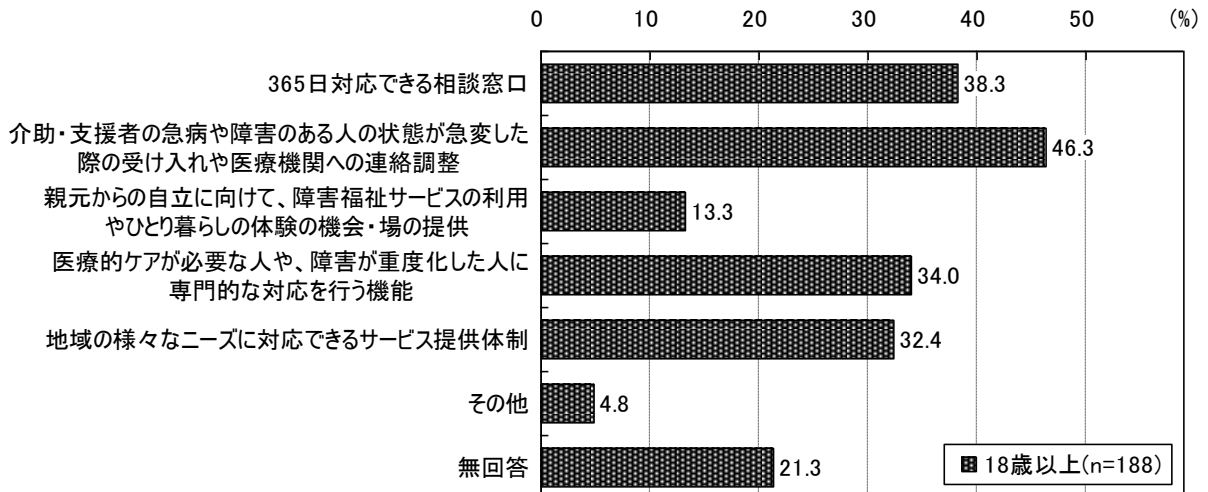
18歳以上(n=188)			18歳未満(n=23)		
サービス	利用している	利用したい	サービス	利用している	利用したい
居宅介護	10.1	20.7	児童発達支援	47.8	39.1
重度訪問介護	1.1	9.0	保育所等訪問支援	39.1	34.8
同行援護	3.7	12.2	放課後等デイサービス	65.2	60.9
行動援護	1.6	12.8	訪問系サービス	13.0	17.4
重度障害者等包括支援	0.5	8.0	移動支援事業	4.3	30.4
短期入所	3.7	16.0	短期入所	4.3	13.0
生活介護	9.6	22.3	日中一時支援	0.0	26.1
療養介護	1.6	13.3	自立支援医療	0.0	21.7
自立訓練	3.2	11.2	生活介護	—	17.4
自立生活援助	6.9	13.8	自立訓練	—	39.1
就労移行支援	2.1	7.4	就労移行支援	—	30.4
就労継続支援A型	1.6	4.3	就労継続支援A型・B型	—	26.1
就労継続支援B型	4.8	5.9	共同生活援助	—	26.1
就労定着支援	1.1	7.4	施設入所支援	—	13.0
共同生活援助	0.0	4.8	日常生活用具	8.7	13.0
施設入所支援	5.3	12.2	意思疎通支援	0.0	17.4
相談支援	9.0	27.7	相談支援・障害児相談支援	47.8	52.2

第2章 障害のある人を取り巻く状況

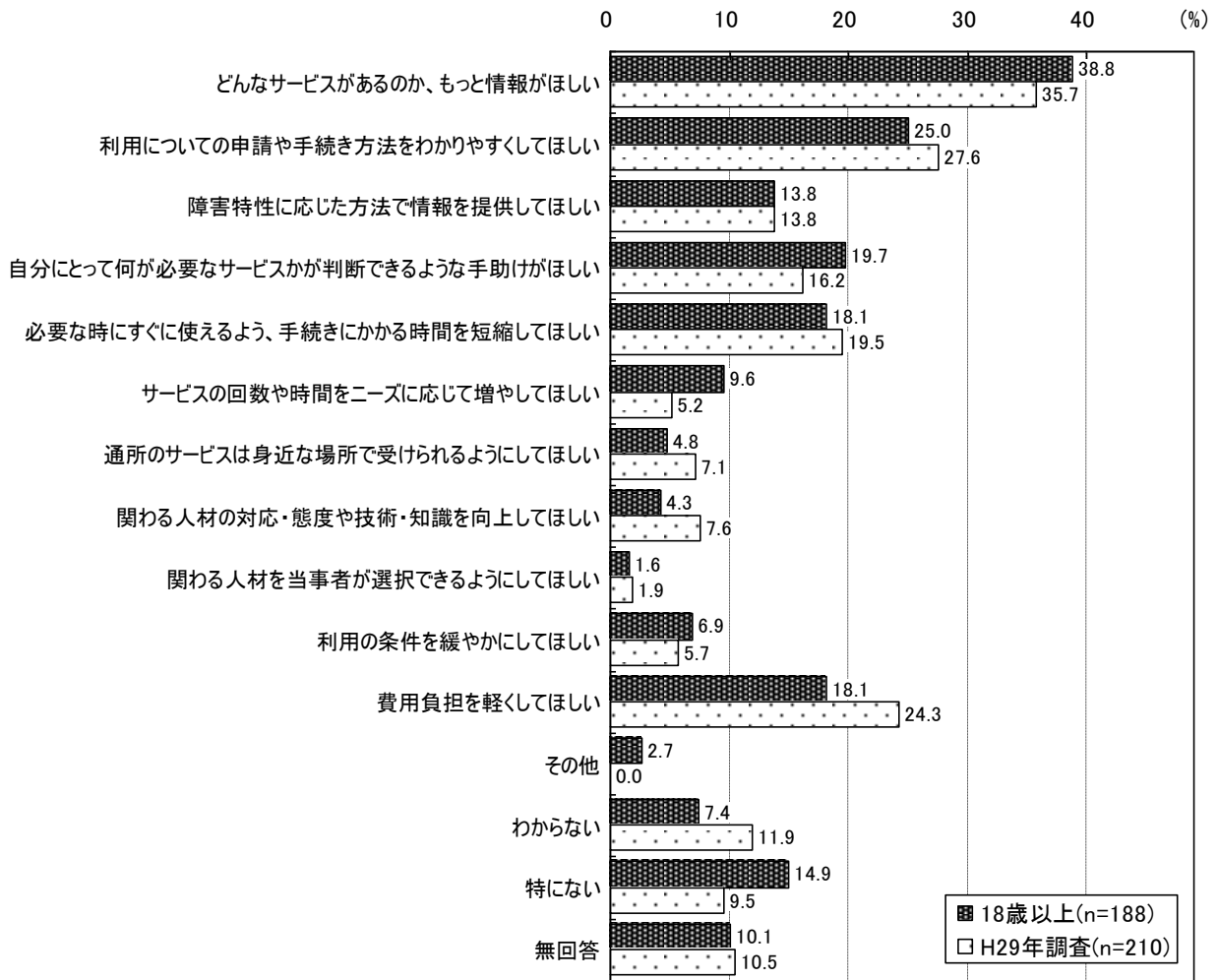
◆何らかのサービスを利用している人におたずねします。サービスを利用して何か不満に思うことがありますか。



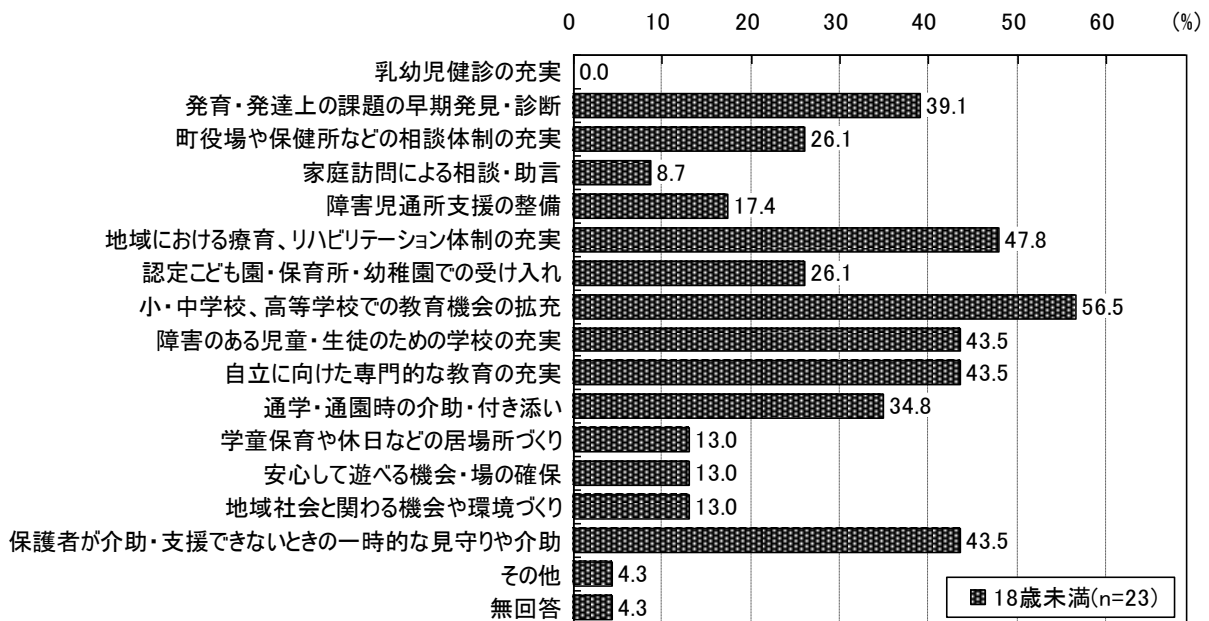
◆障害のある人の重度化・高齢化や親亡き後を見据えて、住み慣れた地域で安心した生活が送れるように様々な機関が協力しあい、障害のある人を切れ目なく地域で支えあえる体制が必要であると思われます。本町でこの体制整備を進めるにあたり、あなたがぜひ必要だと思われるものはどれですか。



◆障害福祉サービスをより利用しやすくするために、今後あなたが希望することは何ですか。



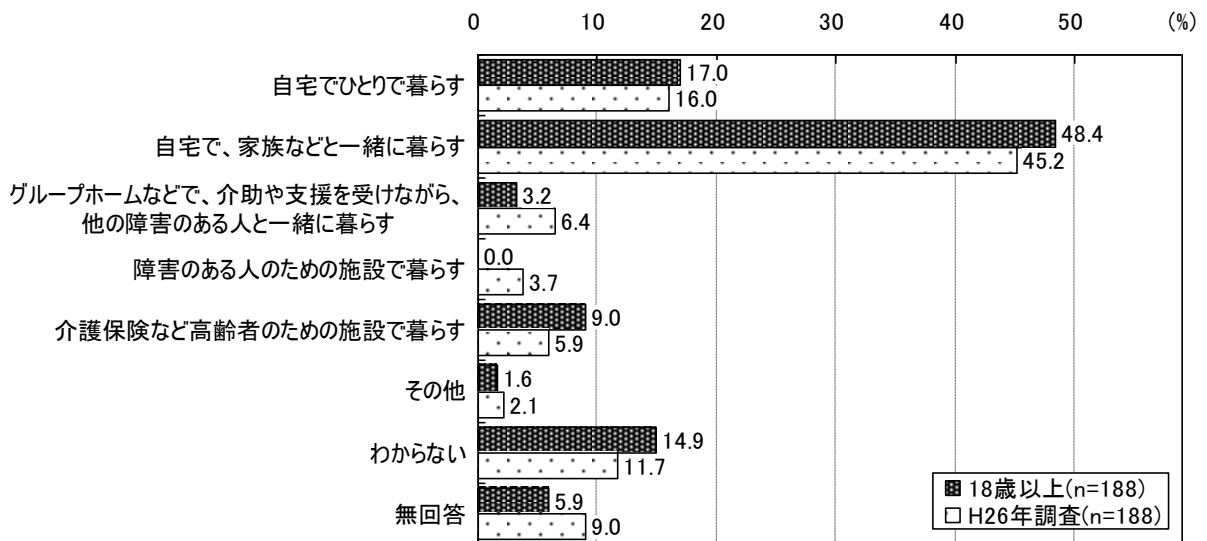
◆障害のある子どもや発達に何らかの支援を必要とする子どものための施策やサービスなどで、特に充実が必要と思うものは何ですか。



《将来の暮らし方についての意識》

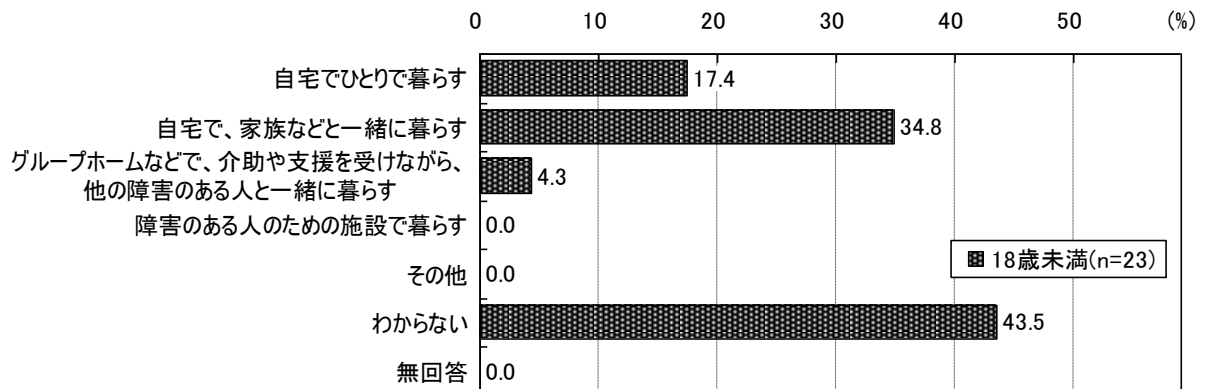
18歳以上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 数年後の生活場所として「自宅で家族と暮らす」という人が48.4%となっています。平成26年(2014年)に実施した結果も同様の傾向となっています。 ・ 将来の生活への不安として、「収入が足りない」が24.5%、「今までの住まいで暮らし続けることがむずかしい」が23.4%、「買い物、洗濯、炊事など家事をすることがむずかしい」が20.2%となっています。 ・ 地域で生活するためにあればよい支援としては、「経済的な負担の軽減」が41.0%、「在宅で医療的ケアなどが適切に得られること」が40.4%、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が36.7%となっており、「相談対応の充実」は18～39歳で50.0%、40～64歳でも42.9%となっています。
18歳未満	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大人になってからの生活場所として「自宅で家族と暮らす」という人が34.8%となっていますが、43.5%は「わからない」と答えています。 ・ 地域で生活するためにあればよい支援としては、「経済的な負担の軽減」が69.6%、「地域住民等の理解」が56.5%、「相談対応の充実」が47.8%などとなっています。

◆今から数年くらい経ったときに、どのような生活をしてみたいと思いますか。

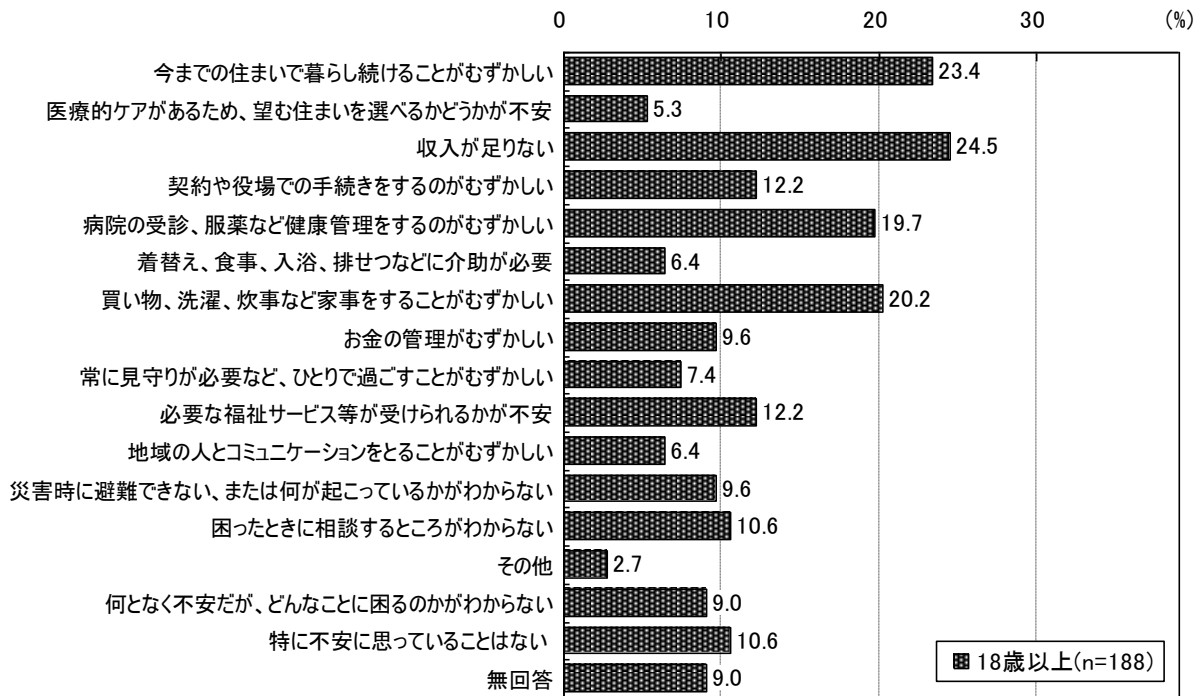


※平成26年調査の結果には、18歳未満(n=6)の回答も含まれます。

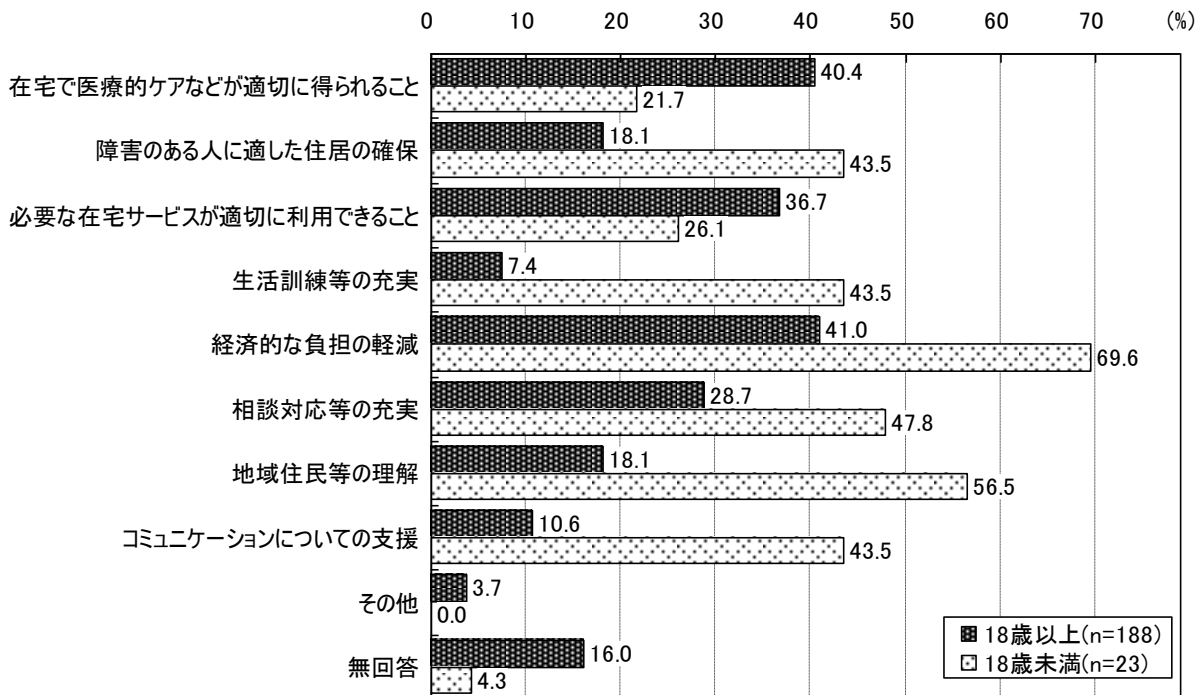
◆あなたが大人になったら、どのような生活をしてみたいと思いますか。



◆現在一緒に暮らしている人と、将来、離れなくてはならなくなったときや一緒に暮らしている人の支援が受けられなくなったときに、不安なことはありますか。また、現在ひとり暮らしをしている人は、将来、不安なことはありますか。



◆地域で生活するためには、どのような支援があればよいと思いますか。



③ 今後の課題

アンケート調査の結果から浮かび上がった今後の施策推進に向けた課題を整理すると、次のようにまとめることができます。

- 福祉に関する情報入手に18歳以上の半数が困っており、どこに情報があるかわからない、サービスの内容や利用方法、困ったときの相談先を教えてくださいという回答が多くみられました。また、日常的な情報入手手段としてSNSの利用が若い世代を中心に定着しつつあることがうかがえます。このため、必要とする人に関連する情報が効果的に行き届くよう、情報提供の充実に努めるとともに、障害特性に応じた情報アクセシビリティの向上が求められます。
- 40～64歳の世代で日中に自宅で過ごす人が非常に多く、今後の就労意向でも「わからない、まだ考えたことがない」と答える人が一番多いなど、社会参加が十分に進んでいません。一方で、本人や家族の高齢化を背景に、家族がいなくなった後の生活について不安に思う人が多くみられています。このため、福祉サービスの利用など家族以外の支援体制を整えていく必要があるとともに、家族や支援者とともに将来に備えておくことの大切さを広く伝えていく必要があります。
- 障害のある子どもの育成に関しては、乳幼児健診等がきっかけとなって概ね2歳ぐらいまでに支援の必要性に気づき、進路など将来の見通しが立てられないことに多くの保護者が悩んでいます。また、地域において専門的な相談支援、療育・リハビリテーションが受けられる体制が望まれているほか、障害児支援サービスでは利用回数等の制限や利用したい日時に利用できないことを不満に思う人が比較的多く見られました。このため、保健・医療・福祉・教育など広域的な関係機関の連携強化を通じて、障害や発達に課題のある子どもの育成に関する取り組みを一層充実させていくことが必要です。
- 障害者差別解消法や成年後見制度など、障害のある人の人権に関する法律や制度等についてまだまだ周知が進んでいない状況が明らかになりました。このため、障害のある人や家族、関係者にとどまらず、すべての住民に向けて、あらゆる機会を通じた周知・啓発に引き続き努めていく必要があります。また、外出時に何らかの理由で困っている人は半数以上となっており、生活環境のバリアフリー化や安全・安心な歩行環境づくりを引き続き進める必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本的な考え方

(1) 基本理念

「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重される」という障害者基本法の理念にのっとり、障害の有無や程度にかかわらず、だれもが相互に人格と個性を尊重し支えあい、社会を構成する一員として暮らす共生社会を実現する必要があります。

そのためには、あらゆる面において障害のある人に対する差別をなくし、また、障害のある人の活動を制限し、社会への参加を制約するような障壁を除くことにより、障害のある人が地域の中で安心して質の高い生活を営むことができる社会をめざす必要があります。

また、障害のある人の実質的な自立と社会参加を実現するためには、障害のある人自身やその家族が、十分な情報提供と必要なサービスを利用しながら、社会との関係を構築し、自立と社会参加に向けた意識を持つことも必要です。

本計画では、すべての障害のある人の地域における自立と社会参加の実現をめざして、子ども・子育て支援、高齢者福祉をはじめ行政各分野における緊密な連携のもとに、総合的・計画的な施策の推進に努めます。

また、地域社会におけるつながりや、あたたかいふれあいのなかで、だれもが自分らしい生活を送ることができる共生のまちづくりをめざして、

**障害のある人もない人も
みんながいきいきと暮らし、支えあうまち**

を、本計画の推進にあたってめざすべき目標像として引き続き設定します。

(2) 基本目標

◆障害のある人と障害のない人が互いに尊重しあい、支えあうまち

障害のある人と障害のない人が地域社会を構成する一員として、互いに尊重し支えあいながら、差別も偏見もなく、ともに暮らし、働き、学び、憩えるようなまちをつくりまします。

◆地域で安心して暮らせる生活支援の充実したまち

障害のある人を取り巻く様々な障壁を取り除くとともに、一人ひとりの障害のある人のおかれた状況、ライフステージ等に応じて必要となる生活基盤や支援の充実を図り、重い障害のある人や障害が重複している人を含めて、だれもが地域社会で安心して暮らせるようなまちをつくりまします。

◆障害のある人の一人ひとりが輝き、自立した生活を送れるまち

障害の種類や程度にかかわらず、障害のある人がその有する能力を十分に発揮できる環境づくりを進め、地域社会の中で自立した質の高い生活を送れるとともに、社会参加を通じて自己実現を図れるようなまちをつくりまします。

(3) 感染症の流行への対応

令和元年度(2019年度)に発生した新型コロナウイルス感染症は、わが国において初めての緊急事態宣言が出され、日常生活に大きな影響を与えています。

地域福祉や障害福祉は、対面での活動が中心であり、感染症の流行下では、「密閉・密集・密接」の回避や「人と人との距離の確保」などが求められ、様々な活動が大きく制約される状況となりました。

今後、感染拡大が収束した後の社会においても、「新しい生活様式」等を踏まえ、感染リスクの低減を図りながら、地域の活性化や見守り支援の方策を検討するなど、創意工夫した活動の展開が求められます。

本計画の推進においても、国の動向や最新の知見に基づき、感染症の流行への対応を図っていきます。

2 施策の体系

尊重しあい、 支えあうまち	(1)啓発・交流	① 啓発・交流活動の推進 ② 福祉教育の推進
	(2)地域福祉	① 地域福祉活動の推進 ② ボランティア活動の推進
	(3)権利擁護	① 権利擁護の推進 ② 差別解消・虐待防止
生活支援の充実したまち	(1)情報提供・相談支援	① 広報・情報提供の充実 ② 相談支援体制の充実
	(2)保健・医療	① 健康づくりの推進 ② 医療・リハビリテーション体制の充実 ③ こころの健康づくりの推進
	(3)生活支援・福祉サービス	① 在宅生活の支援 ② 日中活動の場の充実 ③ 生活の場の確保 ④ 各種制度の活用 ⑤ 難病患者等への支援
	(4)生活環境・安全対策	① 福祉のまちづくりの推進 ② 外出しやすいまちづくり ③ 居住環境の整備・改善 ④ 防災・防火対策の充実 ⑤ 防犯対策の充実
自立した生活を送れるまち	(1)教育・育成	① 障害の早期発見・療育体制の充実 ② 障害のある子どもの子育て支援 ③ 学校教育の充実
	(2)雇用・就労	① 雇用機会の拡大と就労支援 ② 福祉的就労の場の充実
	(3)社会参加	① 外出支援の充実 ② 意思疎通支援の推進 ③ スポーツ・文化活動等の振興 ④ 社会参加の促進

第4章 推進施策

1 尊重しあい、支えあうまち

(1) 啓発・交流

だれもが互いに尊重しあい、ともに生活を送ることができるよう、きめ細やかな啓発・広報活動や学校・社会教育の場における共生の教育、障害のある人と障害のない人が日常的に交流する機会の創出などを通じて、障害のある人に対する地域の人々の正しい理解と認識を深めていきます。

① 啓発・交流活動の推進

家庭や地域、学校、職場などあらゆるところで、障害のある人への偏見や差別を解消し、正しい理解と認識を深めることができるよう、多様な機会を通じて広報・啓発活動を推進するとともに、障害のある人とない人の交流を促進します。

施策・事業	内 容
啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報紙やホームページなど多様な広報・情報媒体を活用し、障害のある人に関する情報提供、啓発に努めます。 ・ 障害者団体など関係団体と連携し、「障害者週間」や各種イベント開催時における啓発活動や街頭啓発を推進します。
精神障害に関する正しい理解の普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・ 講演会や広報活動等を通じて、精神障害のある人の社会復帰や自立・社会参加に対する地域の人々の関心と理解を深め、心のバリアを取り除いていきます。
発達障害、高次脳機能障害のある人に関する啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民向けの障害理解講座を開催し、発達障害者（児）支援について、啓発を推進します。また、高次脳機能障害に関して地域の人々の理解を深めるための啓発活動を推進します。
障害のある人の地域活動などへの参加促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者団体とボランティア団体等との連携について、継続的に呼びかけを実施します。
ヘルプマーク等の普及促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害のある人が災害時や外出先で困ったときに、周囲の人に提示して必要な支援を得られることを目的につくられたヘルプカード等について、希望する人に配布するとともに、その趣旨について広く普及を図ります。

② 福祉教育の推進

子どもたちが幼少のころから障害に対する正しい理解と認識を深めることができるよう、学校や保育所・幼稚園における活動、総合的な学習の時間などを活用した人権教育、福祉学習の推進に努めます。

また、あらゆる年代の住民が、様々な学習やふれあいの場を通じて、障害のある人に対する理解と認識を深め、自ら気づき、できることから実践していけるよう、各種講座・講演会の開催、学習情報の提供や内容の充実、相談支援などに努めます。

施策・事業	内 容
福祉体験学習・人権教育の推進	・次代を担う子どもたちの障害のある人への理解が深まるよう、小・中学校、保育所・幼稚園における福祉体験学習や人権教育の推進、障害のある人との交流機会の充実などに努めます。
福祉教育の推進	・障害者理解講座や精神保健講座の開催など、地域に根ざした福祉教育の推進に努めます。
地域をあげた福祉学習・交流活動の促進	・子どもや地域住民が、福祉の体験や気づきを通して、福祉に対する意識や実践力を育ていけるよう、地域の団体における障害者の疑似体験などの取り組みを促進します。

(2) 地域福祉

地域福祉活動の展開を通じて、障害のある人やその家族の生活、社会参加を支えていくための様々な取り組みを進めます。

① 地域福祉活動の推進

障害のある人への理解と交流を深め、障害のある人の地域生活や社会参加に対する支援を充実していくため、社会福祉協議会、地区福祉委員、民生委員児童委員などによる地域福祉活動の活発化を図ります。

小地域における福祉活動の展開を通じて、障害のある人やその家族などに対し、地域の人々が互いに見守り、支えあい、助けあって、だれもが安心して暮らせるような福祉社会の形成をめざします。

施策・事業	内 容
地域福祉活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・「地域福祉計画」に基づき、地域福祉活動の振興に努めます。また、障害のある人の見守りなど地域ネットワークづくりに努めます。 ・社会福祉協議会が展開する各種の取り組みの拡充・活性化や組織基盤の強化について支援に努めます。
民生委員児童委員活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人の身近な相談・支援者であり、ともに生き、ともに安心できる福祉のまちづくりの推進者となる民生委員児童委員の活動に対する支援に努めます。
障害のある人の生活実態や支援ニーズの把握	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人の日常的な見守り・支援や緊急時の対応などが円滑に行えるよう、民生委員児童委員や地区福祉委員の協力を得ながら、障害のある人の生活実態や支援の必要性などの把握について取り組みを進めます。

② ボランティア活動の推進

障害のある人への支援を目的とした活動をはじめ、多様な分野におけるボランティア活動、福祉活動への住民参加や活動の活発化を促進するため、広報・啓発、各種講座・研修の充実などによりボランティアの養成・確保を図ります。

また、ボランティア同士やボランティアと支援の必要な人を適切に結びつけるコーディネーター的な機能の充実を図ります。

施策・事業	内 容
障害者支援ボランティアの育成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉協議会や障害者団体と連携しながら、音読や手話通訳など、障害のある人を支援するボランティアの確保・育成、活動支援に努めます。
ボランティアに関する広報・啓発、講座などの開催	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報紙などを通じて、ボランティア活動に関する情報提供の拡充を図り、住民の啓発に努めます。 ・ 社会福祉協議会のボランティア相談窓口を中心にボランティアの発掘と育成に向けた各種講座・講習会などを開催します。
ボランティア活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域に根ざした福祉活動をより一層推進するため、ふれ愛センターを活動の拠点として活用するとともに、社会福祉協議会が行うボランティア育成事業やボランティア連絡会の活動などに対する支援を行います。

(3) 権利擁護

障害のある人が権利の主体として尊厳を持って生活する社会をめざして、障害のある人の権利の擁護に向けた体制づくりを進めるとともに、障害のある人への差別の解消や虐待防止に向けた取り組みを進めます。

① 権利擁護の推進

サービス利用をはじめ、判断能力が十分でない人の意思決定を支援するため、成年後見制度など権利擁護の推進に取り組みます。

また、利用者が安心して福祉サービスを受けることができるよう、関係機関との連携のもとに、サービスの質の確保・向上に向けた取り組みを進めます。

施策・事業	内 容
権利擁護体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害のある人の権利擁護に向けて、障害のある人やその家族、社会福祉協議会、相談支援事業者、サービス提供事業者、大阪府等の関係機関とも協議を重ねながら、体制づくりを進めます。
成年後見制度の普及と利用支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 判断能力が十分でない人の権利を守るため、財産管理や身上監護に関する契約などを援助する成年後見制度について、様々な媒体を通じて普及に努めるとともに、制度の利用支援に努めます。 ・ 市民後見人の養成を行い、後見活動を推進します。また、法人後見支援事業の実施に向けた検討を引き続き進めます。
日常生活自立支援事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉サービスが十分に活用できない、身の回りのことや金銭管理ができないなど、判断能力が十分でない人を対象に社会福祉協議会が実施する、日常生活自立支援事業の推進を図ります。
苦情解決体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 府や社会福祉協議会、サービス事業者など関係機関との連携を図りながら、福祉サービスに関する苦情解決に向けた適切な対応に努めます。

② 差別解消・虐待防止

障害のある人に対する合理的配慮に関する周知・啓発、障害者差別に関する相談への対応、障害者差別を解消するための取り組みなどを進めていくとともに、障害のある人の虐待防止に向けた取り組みをより一層進めます。

施策・事業	内 容
障害者差別解消法に基づく取り組みの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 泉佐野市・田尻町自立支援協議会に差別解消対応方針検討会議を設置し、差別事例の対応方針を研究するとともに、差別解消の相談スキームや対応方針のガイドラインづくりに取り組みます。
障害のある人の虐待防止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害のある人に対する虐待の防止について、住民や事業者への周知・啓発に努めます。 ・ 障害のある人に対する虐待の通報に対しては、障害者虐待防止センターである泉佐野市・田尻町基幹相談支援センターを中心に、状況等を把握のうえ、緊急性や事由に応じ適切に対応します。

2 生活支援の充実したまち

(1) 情報提供・相談支援

障害のある人の暮らしに役立つ情報や各種支援制度・サービスの利用に関する情報を提供します。また、障害種別や施策分野に応じた専門的な相談機能の充実を図るとともに、身近な地域における相談支援体制づくりに努めます。

① 広報・情報提供の充実

広報紙やパンフレット、ホームページなどの活用、行政情報の点字・音声化の促進などを通じて情報の提供に努めます。

また、障害のある人が利用できる福祉サービスや保健・医療、療育・教育、雇用・就労、スポーツ・文化活動などの情報を、障害のある人や家族などがわかりやすく入手できるような仕組みづくりに努めます。

施策・事業	内 容
障害福祉に関する情報提供の充実	・広報紙やパンフレット、ホームページなど多様な媒体を通じて、障害者手帳の申請方法、各種支援制度・サービスの内容と利用方法などをわかりやすく紹介し、内容も充実していきます。
声の広報などの作成	・文字による情報入手が困難な障害のある人のために、「声の広報」の作成など生活を送るうえで必要度の高い情報を定期的に提供します。
行政情報のバリアフリー化	・「声の広報」の作成、ホームページにおけるユニバーサルデザインの採用など、それぞれの障害に応じた行政情報の提供に努めます。

② 相談支援体制の充実

障害のある人やその家族、支援者の抱える様々な相談ニーズに応じて、迅速かつ的確な相談支援が行えるよう、町内外の相談支援に関わる関係機関との連携を強化し、相談支援体制の充実に努めます。

施策・事業	内 容
障害者相談支援事業の実施	・ 障害のある人や家族などの相談ニーズに応じるため、地域包括支援センターにおいて障害者相談支援事業を実施するなど、各種相談支援事業の円滑な実施に努めます。
庁内における相談支援体制の充実	・ 保健・医療・福祉など多分野にわたる障害者施策に関する情報提供・案内などが総合的に実施できるよう、庁内各課の連携に努め、障害種別にかかわらず、住民が気軽に相談できるような相談支援体制づくり、プライバシーの保護などに努めます。
身近な相談機能の充実	・ 身近な地域における相談者となる障害者相談員や民生委員児童委員等の活動支援に努めます。また、これらの制度がより多くの人に利用されるよう、住民への周知を図るとともに、研修会などによって相談員の資質向上を図ります。
相談支援機関のネットワーク化	・ 要支援者の早期発見と課題解決のため、地域の相談機関（コミュニティソーシャルワーカー（CSW）、障害者相談員、民生委員児童委員等）と地域包括支援センターとの連携を推進し、ネットワークの充実と顔の見える関係づくりに努めます。
障害者自立支援協議会の充実	・ 障害のある人や家族などを支えるための仕組みづくりの協議・検討・調整などを、関係機関の参画のもとに進める機関として、泉佐野市とともに障害者自立支援協議会の充実に努めます。
障害者ケアマネジメントの推進	・ 障害の状況やライフステージ、家庭や住まいの状況等の生活課題、サービス利用意向などに応じて各種の支援制度・事業、社会資源などについての情報提供に努めるとともに、障害のある人が自らの決定に基づき個々の障害のある人にとって必要かつ効果的なサービスが利用できるよう、相談支援の実施、サービス等利用計画の作成に努めます。

(2) 保健・医療

障害やその原因の一つである疾病の発生予防、早期発見・早期治療を図るとともに、障害のある人の心身の健康の維持・増進・回復を図るため、関係機関と密に連携しながら、保健・医療サービスなどの提供体制の充実に努めます。

① 健康づくりの推進

健康診査、保健指導、健康教育など保健事業の充実に努め、住民の心身の健康づくりの支援に努めます。また、障害のある人の健康づくりを支援するため本人や家族に対する日常的な健康管理に関する情報の提供、受診しやすい健診体制の整備、健康相談・保健指導の充実に努めます。

施策・事業	内 容
健康意識の普及・啓発	・ 広報紙やホームページ等での啓発、健康講座の開催などを通じて、住民の健康管理、健康づくりに対する意識を高めるとともに、障害のある人の参加を促進し、日常的な健康管理について相談指導を行います。
妊産婦や乳幼児に対する保健事業の充実	・ 妊産婦に対する健康相談や教室の実施、各種健診、個別保健指導等を実施するとともに、発育発達上の課題の早期発見・治療に向け、関係機関と連携し、体制の充実に努めます。
生活習慣病の予防と早期発見	・ 健診や健康教育、保健指導等を通じて生活習慣病に対する必要な知識を提供し、自らが積極的に取り組めるように支援を行います。
精神疾患や特定疾患に対する相談支援と受診促進	・ 精神疾患や特定疾患について、庁内各課、相談支援専門員、保健所等との連携を図り、適切な診断・治療の促進に努めます。
障害のある人に対する保健事業の充実	・ 医師や臨床心理士、保健師等による相談・指導を実施するとともに療育機関との連携により個々の状況に応じた保健サービスを提供します。

② 医療・リハビリテーション体制の充実

障害のある人の地域における自立した生活を支えていくため、障害の状況に応じた継続的かつ総合的な治療・訓練を提供できるよう、関係機関との連携のもとにリハビリテーション体制の充実や、医療的ケアを必要とする人が自宅や施設で安心して過ごせる体制の整備に努めます。

施策・事業	内 容
在宅医療サービスの充実	・ 障害のある人が自宅で安心して療養できるよう、夜間・休日や緊急時の医療体制、訪問診療、訪問看護などの充実に向けて、関係機関に働きかけるとともに、町内・周辺地域における診療体制に関する情報の収集と提供に努めます。
自立支援医療の円滑な実施	・ 障害の軽減、回復、治療などに要した費用の一部を公費負担する自立支援医療の円滑な実施に努めます。
リハビリテーション体制の充実	・ 医療機関や相談支援専門員と連携し、自立訓練事業（機能訓練、生活訓練）の提供を促進するとともに、自立訓練事業所等と連携を図り、障害の軽減や機能回復に努めます。
小児リハビリテーション体制の充実	・ 児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所との連携を通じて、障害のある児童を対象とするリハビリテーション体制の充実を図ります。

③ こころの健康づくりの推進

こころの健康に対する住民の関心を高め、精神疾患の早期発見・早期対応が可能となるよう、関係機関との連携により正しい知識や情報の啓発に努めます。

また、受診や治療継続のために必要な医学的指導やケースワークなど相談支援体制の充実を図ります。

施策・事業	内 容
こころの健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・住民が気軽に相談できるよう、地域包括支援センターの相談員による出張相談窓口をふれ愛センターに設置します。 ・自殺予防やこころの健康づくりに対する正しい知識の普及・啓発に向け、ゲートキーパー研修・講演会等の実施、自殺予防や相談窓口等を掲載したチラシ等の配布などの取り組みを進めます。
精神保健福祉に関する相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・精神疾患の早期発見・治療の促進や家庭内適応、社会適応・社会的自立を援助するため、保健所、地域活動支援センター、相談支援事業所と連携し、障害のある人や家族に対する相談支援事業などの充実に努めます。
地域活動支援センター事業などの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な活動体験を通じて精神障害のある人の生活能力やコミュニケーション能力の向上等を図るため、地域活動支援センター事業などの充実に努めます。
精神科医療体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・専門医療機関と連携し、患者や家族が病態を正しく理解し、適切な医療機関を選択して医療を受けられるよう支援していきます。 ・精神症状の悪化に伴い、医療保護の必要な人への精神科救急体制については、府の救急医療体制との連携を図り、対応に努めます。
精神障害のある人の社会復帰支援に向けた体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障害のある人が暮らしやすい地域づくりを進めるため、保健・医療関係機関や自立支援協議会地域移行部会などによる関係者相互の連携強化に努めます。

(3) 生活支援・福祉サービス

障害のある人の心身の状況やニーズを的確に把握し、生涯を通じて切れ目のないきめ細やかな支援ができるよう、保健・医療・福祉その他関係分野の総合的な連携のもとに福祉サービス等の生活支援施策の一層の充実に努めます。

① 在宅生活の支援

障害の重度化・重複化、障害のある人自身や家族の高齢化など、障害のある人を取り巻く状況や動向を踏まえながら多様な利用者意向に対応し、利用者自らが主体的にサービスを選択できるような各種生活支援サービスの充実に努めます。

施策・事業	内 容
居宅介護など訪問系サービスの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害のある人が地域社会のなかで安心して、また自ら望む生活が送れるよう、身体介護、家事援助などのサービスを、障害の種類や程度に応じて適切に提供できるよう努めます。 ・ 関係機関との連携のもと障害特性を理解し、的確に対応できるヘルパーの確保、資質向上に努めます。
短期入所サービスの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一時的に家庭での介護が困難になった場合や家族の負担軽減を図るための短期入所事業について、サービス事業所との調整により受け入れ体制の拡充を図るなど、必要なときに利用できるサービス提供に努めます。
日中一時支援事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高石市以南8市4町と連携し、障害のある人の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援や日常的に介護している家族の一時的な休息を支援します。
その他の生活支援サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害のある人がより円滑に、安心して日常生活が送れるよう、補装具費の給付や日常生活用具の給付など、障害の状況に応じた各種生活支援サービスの充実に努めます。

② 日中活動の場の充実

障害のある人の自立した生活や社会参加を促進し、また家族の負担を軽減するため、府や関係機関、サービス事業所と連携・調整を図りながら、日中活動の場となる通所型事業の充実に努めます。

施策・事業	内 容
自立支援給付によるサービスの提供	・ 府など関係機関と連携しながら、障害者総合支援法に基づく介護給付や訓練等給付の日中活動系サービスの提供を促進します。
地域活動支援センター事業の実施	・ 泉佐野市と連携し、創作活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などを行う地域活動支援センター事業を行います。

③ 生活の場の確保

障害のある人が地域社会の中で自立し、安心して暮らしていけるよう、グループホームなど生活の場の確保に努めるとともに、障害者支援施設の利用者や精神科病院の長期入院者が地域生活へ円滑に移行できるよう、関係者とともに取り組みを進めます。

施策・事業	内 容
地域における生活の場の確保	・ 障害のある人が、地域のなかで必要な援助を受けながら共同生活を送る場となるグループホームの開設を促進するため、府や関係機関と連携しながら、運営法人などへの指導や調整、支援などに努めます。
施設入所支援サービスの提供	・ 障害者総合支援法に基づく「施設入所支援」の対象となる入所施設について、広域的な調整のもと、サービス提供を促進します。 ・ 障害や家庭の状況、障害のある人・家族それぞれの意向を尊重しながら、入所施設に関する相談支援、情報提供に努めます。
地域生活への移行に向けた取り組みの推進	・ 障害者支援施設の利用者や精神科病院の長期入院者について、本人の意向を尊重しつつ、家族や地域住民などの理解と協力のもとに、地域生活への円滑な移行を図るための支援のあり方を関係者とともに検討し、相談支援などの取り組みを進めます。
入所施設やグループホームなどにおける生活の質の確保	・ 入所施設やグループホームなどにおける生活が利用者の意向に的確に応えたものであり、利用者の一人ひとりが人権を尊重された快適な生活を送ることができるよう、サービス内容の充実をサービス事業所に要請します。

④ 各種制度の活用

障害のある人が地域で安心して生活できるよう、各種支援制度の周知に努め、有効活用を図ります。

施策・事業	内 容
各種制度の周知と利用促進	・ 障害のある人や家族の生活の安定を図るため、障害年金や各種手当、税制控除、医療費の助成、各種料金の減免・割引制度などについて制度の手引きを作成し、制度を有効に活用できるよう相談支援を行います。
各種年金・手当などの給付	・ 障害のある人が地域で自立した生活を営むことができるよう、国や府の制度に即し各種年金、手当などを給付します。 ・ 障害年金など個人の財産については、障害のある人が成年後見制度などを利用して、安心して適切に管理できるよう支援します。
医療費の助成	・ 自立支援医療など、障害の軽減、回復、治療などに要した費用について、国の自立支援給付や府の制度に準じて医療費を助成し、障害のある人や家族の費用負担の軽減を図ります。
利用者負担への配慮	・ 自立支援給付に基づく障害福祉サービスや地域生活支援事業の利用者負担については、国・府における基本的な考え方や周辺自治体と連携し、配慮に努めます。
所得保障に関する働きかけ	・ 障害のある人が安心して生活できるよう、年金や一般就労が難しい人の収入の確保、税制面など障害のある人を支える家族への配慮など、各種制度の充実や支給範囲の拡大などについて、国・府、関係機関に働きかけます。

⑤ 難病患者等への支援

関係機関との連携・協力を通じて対象者の把握に努めるとともに、相談支援体制や生活支援サービスの充実に努めます。

施策・事業	内 容
難病患者等の支援体制の充実	・ 保健所や介護関係機関等と連携し、難病患者等に関する総合的な相談支援体制の整備を進めます。 ・ 「福祉のてびき」やパンフレット等により難病患者への情報提供を行うとともに、日常生活用具の給付を実施します。

(4) 生活環境・安全対策

すべての人が安心して快適に暮らせるよう、住宅や公共施設、交通機関などの環境整備を進めます。

災害発生時に障害のある人が速やかに避難し、被災後も安全に生活できるよう、地域の諸団体や関係機関との連携のもと、体制の充実を図るとともに、地域をあげた防犯対策の推進に努めます。

① 福祉のまちづくりの推進

すべての人にとって安全で快適な日常生活空間の拡大を図り、だれもが自由に活動できるまちづくりを進めるため、「福祉のまちづくり」に関する住民・事業者の理解を促進するとともに、関係法令に基づき公共施設や民間施設のバリアフリー化に取り組みます。

施策・事業	内 容
福祉のまちづくりの普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・「福祉のまちづくり」に関する法・条例などについて、住民や事業者に対する普及・啓発に努めます。 ・性別や年齢、障害の有無など人々が持つ様々な特性や違いを越えて、みんなが使いやすい施設などをはじめから生み出していこうとする「ユニバーサルデザイン」の考え方の普及・啓発に努めます。
公共施設のバリアフリー化	<ul style="list-style-type: none"> ・役場庁舎、ふれ愛センター、公民館をはじめ、多くの人々が利用する公共施設についてエレベーターの設置、段差の解消など、改善に努めます。
民間施設のバリアフリー化	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模店舗など障害のある人が利用することの多い民間施設に対して法・条例などへの適合を図るよう必要な指導、助言に努めます。 ・主要施設のバリアフリー化の状況などについて、広報紙を通じて、利用者に対する情報提供を進めます。

② 外出しやすいまちづくり

バリアフリー法などの関係法令に基づき、障害のある人や高齢者にとって安全で利用しやすいものとなるよう、関係機関との連携・協力のもとに道路交通環境や公共交通機関の整備・改善を進めていきます。

施策・事業	内 容
道路の整備促進	・道路については、段差の解消や視覚障害者誘導用ブロックの設置など、すべての人の移動に配慮した安全な歩行空間の整備に努めます。
交通安全対策の充実	・迷惑駐車や放置自転車、はみだし看板など、道路や歩道上の移動の妨げとなる物をなくすため、住民団体とともに調査、撤去を行い、安全な歩行空間の確保に努めます。 ・交通安全教室の開催を通じて、交通事故から身を守る方法を指導するとともに、ドライバーに対する安全運転の啓発に努めます。
公共交通機関の整備・改善	・障害のある人や高齢者にとって利用しやすい鉄道駅舎となるよう、鉄道事業者に協力を要請し、バリアフリー化を進めます。 ・コミュニティバスの運行を行い、交通利便性の向上を図ります。
障害のある人のための専用駐車場の設置促進	・公共性の高い施設への障害のある人のための専用駐車場の設置を進めます。また、障害のある人のための専用駐車場が、適正に利用されるよう広く住民、施設利用者への啓発を進めます。

③ 居住環境の整備・改善

より快適な居住環境に改善するため、住宅のバリアフリー化に関する普及・啓発に努めるとともに、関係者による相談助言体制づくりに努めます。また、公営住宅における福祉世帯向けの優先入居枠の確保など、入居時の配慮に努めます。

施策・事業	内 容
住宅施策に関する情報提供	・住まいのバリアフリー化や住宅確保要配慮者の入居円滑化に関する意義や各種支援制度・施策に関する情報提供や啓発活動を行います。 ・府との連携のもと、住宅改修費用の助成や貸付に関する事業の実施に努めます。
公営住宅における優先入居の実施	・町営住宅の空き家募集に際しては、障害のある人を含む福祉的支援が必要な入居希望者向けの募集区分を設け、住宅確保要配慮者の住生活の安定に努めます。

④ 防災・防火対策の充実

障害のある人などが地域で安心して暮らせるよう、自然災害や火災、不慮の事故などの緊急時に備えて、支援の必要な障害のある人などの日常的な実態把握から、緊急通報、救出・避難誘導、避難所などでの生活に至るまで、地域をあげた支援体制の確立に努めるとともに、災害発生後の適切で迅速な相談支援体制づくりに努めます。

施策・事業	内 容
防災・防火対策などの推進	・ 自主防災組織など関係団体と連携し、要支援者避難訓練、福祉避難所開設訓練、避難所運営訓練等を実施します。また、防災情報メール等の配信サービスを行います。
地域における支援体制の確立	・ 民生委員児童委員協議会と連携し、支援の必要な人の現状把握に努めるとともに要支援者名簿を作成し、災害時に円滑な安否確認や支援活動の実施に努めます。
緊急時の支援体制の充実	・ 聴覚障害のある人に対する緊急時ファックス通報等については、引き続き消防本部との連携と連絡体制の強化に努めます。
避難所となる公共施設の整備・改善	・ 大規模災害発生時の避難所となる学校や公共施設については、建設・改修などにあわせて非構造部材の耐震化や機能強化など環境整備を進めます。

⑤ 防犯対策等の充実

障害のある人などが犯罪被害にあうことのないよう、防犯対策の強化・充実に努めるとともに、地域における防犯活動の充実を促進します。

施策・事業	内 容
防犯対策の強化・充実	・ 障害のある人などに対する犯罪被害を防止するため、還付金詐欺などの防犯意識の周知徹底や悪質商法などの消費者被害防止に向けた情報提供を広報紙を通じて行います。 ・ 地区連合会等による町内パトロールなど、地域における防犯活動の充実を促進します。
犯罪被害を防ぐまちづくりの推進	・ 犯罪にあいにくい安全なまちをつくるため、街灯・防犯灯・防犯カメラなどの犯罪の防止に配慮した設備の整備に努めます。

3 自立した生活を送れるまち

(1) 教育・育成

発達に課題のある児童を支援するために、保育所・幼稚園、学校、療育関係機関などとの連携により、障害の状況や特性などに応じて一人ひとりの個性や可能性を伸ばす保育・教育の推進を図ります。また、社会の一員として主体的に生活を営む力を育成するため、基本的な生活習慣の確立に努めるとともに、本人や保護者の希望のもとに進路相談・指導の実施に努めます。

① 障害の早期発見・療育体制の充実

母子保健事業の充実に努めるとともに、乳幼児健診や相談などで発見された発育発達上の課題のある子どもや保護者に対し適切な支援が行えるよう、関係機関と連携し、療育相談・支援体制の充実に努めます。

学校においては、健康診断による疾病の早期発見と事後指導を徹底し、早期治療を進めるとともに、健康教育や健康管理を充実します。

施策・事業	内 容
乳幼児健診などの実施	・乳幼児健診の実施等を通じて、子どもの心身の課題を早期に発見するとともに、フォロー体制の確保・充実に努めます。
育児相談などの実施	・医療機関や保健所、療育機関と連携しながら、乳幼児の発達相談、心理相談、育児相談など、相談支援体制の充実に努めます。
学校園における定期健康診断	・身体的疾病などの早期発見・治療を進めるため、学校・幼稚園における健康診断の実施に努めます。
療育に関する相談支援体制の充実	・療育専門員や心理発達相談員などの専門職による個別相談指導の充実に努めます。また、療育・発達支援に関わる関係機関と連携し、療育や就学・就園などに関する相談支援体制の充実に努めます。

② 障害のある子どもの子育て支援

「共に育つ」という視点のもと、障害のある子どもが健やかに育っていくための支援体制の充実を図ります。

施策・事業	内 容
保育所・幼稚園における障害児受け入れ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害のある子どもに対する保育需要の動向に応じて保育所・幼稚園における保育士の加配を進めるとともに、施設・設備などの改善・充実、職員理解を深めるための研修など、障害児保育の実施に向けた体制づくりに努めます。
障害児通所支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害のある児童の療育を実施し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行う児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所に通所する児童の保護者に対し障害児通所給付費を支給します。 ・ 町内の民間事業者における多様な障害児通所サービスの実施を図るとともに、保護者や地域を含めた協力体制の構築を図ります。
障害児支援利用計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害のある児童の心身の状況、その置かれている環境、利用意向等を勘案し、「障害児支援利用計画案」を作成し、通所給付決定が行われた後に関係者との連絡調整等を行うとともに、「障害児支援利用計画」を作成します。

③ 学校教育の充実

障害のある児童生徒についての教職員の正しい理解を深めるとともに、指導方法・指導内容などを工夫しながら、一人ひとりの教育課題に対応しその可能性を最大限に発揮できるような教育を推進します。

障害のある子どもが学習や生活面で支障をきたさないよう、また緊急時の避難場所や体育館開放などの利用に配慮して学校教育施設のバリアフリー化を進めるとともに、教育設備などの充実に努めます。

障害のある子どもの持つ可能性を生かし、自立と社会参加が進められるよう、成長段階に応じた適切な進路指導の充実に努めるとともに、多様な進路の確保について府や関係機関に働きかけます。

施策・事業	内 容
特別支援教育の実施体制の充実	・ 障害のある児童生徒一人ひとりの状況や特性などに柔軟に対応し、適切な指導・支援を行う特別支援教育の実施にあたり、教職員の指導力向上や介助員の配置など個に応じた教育の充実に努めます。
体験的学習指導の充実	・ 自立活動の授業を中心に、校内、校外での体験学習の充実に努めます。
教員研修の充実	・ 障害の重度・重複化、発達障害など障害の多様化に対応するため、泉南地区教育委員会における支援教育担当教員の研修参加や支援学校との協働研究など、指導力の向上に努めます。
教育施設の整備	・ スロープ、手すりの設置、トイレの改修など、学校教育施設のバリアフリー化を進めます。
基本的な生活習慣の確立	・ 保育所・幼稚園、小学校の段階から子どもの状況や課題を踏まえて生活面や社会的自立をめざした取り組みを進めます。
中学校における進路指導の充実	・ 学校見学や説明会の実施などを通じて本人や保護者への進路情報の提供に努めます。

(2) 雇用・就労

行政自らが障害のある人の雇用に努めるとともに、各種制度を活用した民間事業所での雇用の積極的な促進、自営業等に従事する人への支援など、障害のある人の就労機会の拡大を図るとともに、就労後の職場定着を支援します。

また、一般企業などへの就職が困難な人を対象とする働く場、活動の場の充実など、関係機関とともに多様な形態の就労の場の確保に努めます。

① 雇用機会の拡大と就労支援

障害のある人の雇用の促進と障害のある人が働きやすい職場づくりを進めるため、関係機関と連携しながら、就労支援体制の確立に努めます。また、障害のある人の職業能力の習得・向上、就職後の就労定着などを行うため、相談支援・情報提供体制、職業訓練などの支援体制づくりを進めます。

施策・事業	内 容
雇用・就労促進のための体制づくり	・泉州南障がい者就業・生活支援センター、公共職業安定所などの関係機関と連携し、障害のある人の一般雇用・就労を促進するとともに、職業訓練から就職、職場定着、離職後の相談など、一貫した就労支援を行えるような支援体制づくりに努めます。
町役場における雇用の推進	・障害者雇用における先導的役割を果たすため、町における障害のある人の雇用の推進に努めます。また、採用した障害のある人がいきいきと働けるよう、個々の障害の状況に応じた配慮に努めます。
障害者雇用の普及と啓発	・国・府などの関係機関と連携しながら、「障害者雇用支援月間（9月）」における普及・啓発活動や広報紙などを通じて、障害のある人の雇用促進と職場安定への理解と積極的な協力、職場環境づくりなどについての普及・啓発に努めます。
雇用の促進	・公共職業安定所や府などの関係機関と連携し、障害者雇用に関わる制度・施策について、町内の企業・事業所等に周知徹底します。 ・自立支援協議会で、企業・事業所等に対する雇用調査を行う際に職業訓練への協力や雇用促進について要請します。
福祉的就労から一般就労への移行	・自立支援給付の「就労移行支援」などの利用を通じて、福祉的就労の場に通う障害のある人が一般就労へ円滑な移行を図れるよう、サービス事業所による事業実施を促進するとともに、就労支援関係機関による協力・支援体制づくりに努めます。

施策・事業	内 容
相談支援・情報提供体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害のある人が自ら障害の状況を理解しつつ、その意欲と適性、能力に応じて働くことができるよう、相談支援事業所、泉州南障がい者就業・生活支援センターとの連携強化を図り、障害のある人の就労に関する相談支援や情報提供を受けられる体制の充実に努めます。 ・ 相談支援を通じて、障害のある子どもの将来の自立や就労に向けた家族への働きかけ、就労に向けた意欲の高揚などに努めます。 ・ 支援学校の福祉懇談会に参加し、支援学校卒業後の進路について、本人・家族・学校の相談に応じます。
雇用先における障害のある人の人権の擁護	<ul style="list-style-type: none"> ・ 雇用先の事業所などにおいて、障害のある人が雇用差別など障害を理由とした人権侵害を受けることのないよう、関係機関と連携し適切な措置を講じていきます。 ・ 採用後に精神疾患を発病した人や中途障害の人については、円滑な職場復帰や継続的に就労できるよう図っていきます。

② 福祉的就労の場の充実

一般企業などで働くことの難しい障害のある人が、身近な地域において働く場や活動の場を確保できるよう、福祉的就労の場の環境づくりに努めます。

福祉的就労の場に通う障害のある人がいきいきと働きながら収入が得られるよう、また、福祉的就労事業所の安定運営と機能強化を図るため、障害者優先調達推進法に基づく調達方針の運用に取り組みます。

施策・事業	内 容
福祉的就労の場の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般企業などでの雇用が困難な障害のある人に対して、身近な地域において就労の場を確保できるよう、障害者総合支援法に基づく就労継続支援（A型・B型）など、障害の状況に応じた福祉的就労の場の充実に努めます。
福祉的就労の場の機能強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉的就労の場となるサービス事業所における販路拡大、販売体制の充実を支援します。また、商品開発や経営ノウハウの向上など、福祉的就労の場の機能強化について、民間企業の協力を得ながら、取り組みを進めていきます。
公的機関における委託業務の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者就労事業所等の受注機会の拡大を図るため、田尻町における障害者就労施設等からの物品等の調達方針に基づき、調達、調達実績の公表などに取り組みます。

(3) 社会参加

外出や意思疎通の支援などを通じて、就労、就学、生涯学習・スポーツ活動、まちづくり活動など、地域で行われる幅広い活動に参加するための条件整備を進めます。また、障害のある人が地域社会の一員として参加し、社会的役割を担うような取り組みを進めるなど、多様な住民活動の促進に努めます。

① 外出支援の充実

社会参加目的などで外出する際に、介助を必要とする人が安心して外出できるよう、各種の外出支援サービスの充実を図ります。また、社会参加をより一層促進するため、自動車運転免許取得や自動車改造などの支援を行います。

施策・事業	内 容
外出支援サービスの提供	・ 同行援護・行動援護など自立支援給付によるサービス、地域生活支援事業における移動支援事業、民間団体による移送サービス、重度の障害のある人及び難病患者に対するタクシーの利用料金の一部助成など、障害のある人の移動を支援する事業を実施します。
外出促進のための各種助成等の実施	・ 障害のある人の外出を支援するため、自動車運転免許取得や自動車改造に要する費用の一部を助成します。

② 意思疎通支援の推進

障害のある人が多くの人々と円滑に意思疎通が行えるよう、手話通訳者等の派遣を行うとともに、積極的に社会参加が図れるよう、障害のある人の意思疎通能力の養成などを支援します。

施策・事業	内 容
手話通訳者の派遣	・聴覚障害や音声・言語機能に障害のある人が社会生活を送るうえで意思疎通を円滑に行うことができるよう、関係団体の協力のもと、手話通訳者や手話奉仕員を派遣します。
各種奉仕員の養成促進	・府や関係団体などと連携し、障害のある人の意思疎通を支援する手話奉仕員などの養成を促進します。
難聴児言語訓練の推進	・聴覚に障害のある子どもに対する相談・指導・訓練等を、相談支援事業所、サービス事業所など関係機関と連携しながら実施します。 ・軽度難聴児補聴器等購入について、費用の一部を助成します。
声の広報の発行	・文字による情報入手が困難な障害のある人のために、朗読ボランティアの協力のもと、音声による広報の発行などを進めます。

③ スポーツ・文化活動等の振興

障害のある人がスポーツ・文化活動などを通じて社会に参加し、健康づくりや生きがいづくり、自己実現を図れるよう、気軽に活動に参加できるための条件整備や支援人材の育成などに取り組みます。

施策・事業	内 容
スポーツ活動の振興	・障害のある人が気軽にスポーツ活動に参加できるよう、広報による各種イベント・スポーツ大会への参加促進、活動を支える指導者の育成などに努めます。 ・障害のある人とない人の交流を深めるため、すべての人が一緒に親しめる身近なスポーツ活動の振興を図ります。
文化・芸術活動の振興	・障害のある人の文化・芸術活動の振興に向けて、図書室利用時における配慮に努めるとともに、指導者などの人材の確保・育成、活動機会や発表の場の充実を図ります。 ・障害のある人の作品を発表する場として、公民館やふれ愛センターなどを活用した作品展、芸術展などを実施します。

④ 社会参加の促進

政策決定の場や、地域社会におけるコミュニティ活動、まちづくりなどに、障害のある人や家族が参画しやすい環境づくりに、当事者団体・事業者とともに努めます。また、障害者団体による活動の支援に努めます。

施策・事業	内 容
政策・方針検討の場への参画促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種審議会や委員会など、政策・方針検討の場への障害のある人の積極的な参画を図ります。 ・ 今後進める新たな施策・事業などについて、障害のある人やその家族の意見が反映できるような体制づくりを検討します。
障害者団体の活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者団体等における自主的な活動を支援するとともに、関係団体への障害のある人や家族の加入促進を図ります。 ・ 障害のある人や家族が周辺地域や府内外の障害者団体の行事・会合などに参加し、活動の輪を広げて活躍できるよう支援します。
地域活動へ参加しやすい環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種事業、催しに障害のある人が参加する際に、手話通訳者、手話奉仕員を派遣するとともに、支援者の配置などを行います。 ・ 地域で行われる活動への障害のある人の参画を促進するため、各種団体と連携しながら参加しやすい環境づくり、支援体制の充実などに努めます。

第5章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制と進行管理

(1) 計画の進行管理

本計画の推進にあたっては、各施策や事業の実施状況について年度ごとに点検・評価を行うとともに、施策の充実・見直しについての検討を進めます。

また、計画の進捗状況について分析・評価を行い、「田尻町障害者施策推進協議会」及び「泉佐野市・田尻町自立支援協議会」へ年1回報告するとともに、広報紙等の多様な媒体を通じて情報を公開し、広く住民に周知します。

あわせて、計画の推進にあたって幅広い住民意見の把握に努め、施策・事業の一層の推進や計画の見直し、次期計画の策定等に適宜反映していきます。

(2) 計画推進体制の充実

① 庁内連携の強化

本計画の推進も含めて、障害者施策は、保健・医療・福祉・教育・就労・生活環境など、分野ごとに細分化されています。このため、庁内関係各課による情報交換や意見交換に努めるなど、行政各分野間における連携・調整の強化を図り、総合的・効果的な取り組みを推進していきます。

② 関係機関・団体との連携・ネットワークづくり

障害のある人やその家族、関係団体、地域住民、相談支援及びサービス事業所、企業・事業者、行政等の役割を明確にしながら、相互の連携強化を図り、地域をあげた生活支援体制の確立を図ります。

特に、相談支援事業者や福祉サービス事業者による相互の連携・調整を促進し、必要な人に必要な支援・サービスが行き届くようサービス体制の充実に努めます。

また、障害者施策の円滑な推進に向け、国、大阪府、関係機関等との連携を強化するとともに、各種制度の充実や財源の確保などをこれら機関に要請します。また、より充実したサービスを提供するため、広域的な対応が望ましい施策について、近隣自治体とともに取り組み、効果的な推進を図ります。

③ 政策・方針検討の場への障害のある人の参画促進

障害者施策をはじめ、各分野の政策・方針を検討する際には、障害のある人の視点からより暮らしやすいまちづくりを進めていくため、各種審議会や委員会などへの障害のある人の積極的な参画を図り、障害のある人やその家族の意見が反映できるような体制づくりを進めます。

④ 専門従事者の育成・確保

大阪府や近隣自治体、関係機関等との連携を通じて、障害者施策を推進していくうえで不可欠な保健・医療・福祉に関わる各種資格者、専門従事者等の計画的養成と確保に努めます。

⑤ 財源の確保

計画の着実な実施に必要な財源を確保するため、町においては効果的、効率的なサービス提供に努めるとともに、国や大阪府に対し財政的措置を講じるよう要望していきます。

参 考 資 料

1 策定体制と経過

(1) 策定体制

○田尻町障害者施策推進協議会

田尻町障害者施策推進協議会規則

平成25年3月29日
規則第18号

(趣旨)

第1条 この規則は、田尻町附属機関条例（平成25年田尻町条例第1号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、田尻町障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 協議会は、町長の諮問に応じて、条例別表に掲げる当該担当事務について調査審議し、意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 障害者団体の代表者

(3) 障害福祉サービス事業者及び関係機関の職員

(4) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長それぞれ1名を置く。

2 会長は、委員の互選によってこれを定め、副会長は、会長が指名する。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の出席)

第6条 会長が必要であると認めたときは、委員以外の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、民生部福祉課において行う。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

田尻町障害者施策推進協議会 委員名簿

分 類	所属・役職名	氏 名
識見を有する者	大阪体育大学 健康福祉学部 元教授	大谷 悟
障害者団体	田尻町身体障害者福祉会会長	嵐谷 安雄
障害者団体	田尻町障害児者を持つ親の会会長	西田 和美
事業者	田尻町地域包括支援センター 花みずき 管理者	米澤 春絵
事業者	社会福祉法人 水平会 障がい者相談支援センター ホライズン 相談支援専門員	藤川 裕
関係機関	社会福祉法人 田尻町社会福祉協議会 事務局長	越谷 賢二
関係機関	大阪府泉佐野保健所 地域保健課 主査	中澤 承子
地域住民	田尻町人権協会 会長	山本 健治
地域住民	田尻町地区連合会 会長	伊藤 仁
地域住民	田尻町民生委員児童委員協議会 会長	湊谷 和男

(敬称略)

(2) 策定の経過

年	月 日	策 定 経 過
令和2年	7月	田尻町障害者施策推進協議会委員を対象としたアンケート調査票に関する意見募集
	8～9月	「生活と福祉に関するアンケート」の実施 ・調査対象 550件、有効回答数 211件
令和3年	2月8日	第1回田尻町障害者施策推進協議会 ・田尻町障害者計画の進捗状況について ・第5期田尻町障害福祉計画及び第1期田尻町障害児福祉計画における重点目標について ・令和元年度障害福祉サービス等の実績について ・計画策定に係るアンケート結果の報告について ・田尻町障害者計画、第6期田尻町障害福祉計画及び第2期田尻町障害児福祉計画の骨子案について
	2月10日 ～2月24日	パブリックコメント制度に基づく意見募集
	3月23日	第2回田尻町障害者施策推進協議会 ・田尻町障害者計画、第6期田尻町障害福祉計画及び第2期田尻町障害児福祉計画の案について
	3月末	田尻町障害者計画、第6期田尻町障害福祉計画・第2期田尻町障害児福祉計画策定

2 用語の解説

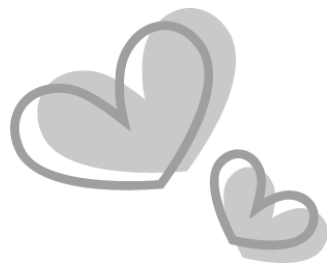
あ 行	
意思疎通支援	知的障害や精神障害（発達障害を含む。）等で自己決定に困難を抱える障害者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることが可能となるように、本人の意思の確認や意思及び選好の推定、最後の手段としての最善の利益の検討のために事業者の職員等が行う支援の行為及び仕組み。
医療的ケア	医師の指導の下に、保護者や看護師が日常的・応急的に行っている経管栄養、たんの吸引等の医行為。
SNS (Social Networking Service)	人と人とのつながりの場を提供するインターネット上のサービス。代表的なものとして、Facebook（フェイスブック）、twitter（ツイッター）、Instagram（インスタグラム）、LINE（ライン）などがある。
か 行	
基幹相談支援センター	障害者総合支援法において位置づけられ、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、総合的な相談業務、専門相談、相談支援事業所等への専門的な指導・助言、日常生活自立支援事業及び成年後見制度の利用支援などの業務を行う。
ケアマネジメント (care management)	社会的な援助を必要としている人が、地域で安心して自分らしい生活を送れるよう、希望者の状況やニーズ等を把握・評価したうえで、地域のさまざまな社会資源と結びつけ、総合的・継続的なサービスの供給を確保する援助方法や、そのための手続きのこと。また、その担い手である専門職をケアマネジャーという。
権利擁護	障害のある人や入院患者をはじめ、自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な人に代わって、援助者が代理・代弁することでその権利やニーズの獲得を行うこと。
高次脳機能障害	一般に、外傷性脳損傷、脳血管障害等により脳に損傷を受け、その後遺症等として生じた記憶障害、注意障害、社会的行動障害などの認知障害等を指すものとされており、具体的には「会話がうまくかみ合わない」などの症状がある。
合理的配慮	障害者が均等な機会を享受できるよう、一人ひとりの特徴や場面に応じて、周辺環境の修正・調整を行うこと。障害者差別解消法において、国や自治体には法的義務、民間事業者には努力義務が規定されている。
さ 行	
社会資源	社会ニーズを充足するために活用できる制度、機関、組織、施設・設備、資金、物品、さらに個人や集団が有する技能、知識、情報などをあわせた総称。

障害支援区分	障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すもので、その度合に応じ、区分1から区分6までの6段階で認定される。障害福祉サービス等を受けるための要件や、支給量、期間を定めるための基準となる。認定にあたっては、全国一律で定められた80項目の認定調査票や医師意見書を踏まえ、市町村審査会の審査を経て認定される。
障害者優先調達推進法	「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」の略称。平成25年(2013年)4月施行。国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関し、障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図る。
身体障害者手帳	身体に障害のある人が「身体障害者福祉法」に定める障害に該当すると認められた場合に交付されるもの。身体障害者手帳の等級は重度から1級～6級に区分されているが、さらに障害により視覚、聴覚、音声言語、肢体不自由、内部（呼吸器や心臓、じん臓、ぼうこう、または直腸、小腸、肝臓、免疫機能）に分けられる。
自立支援協議会	障害児者、家族または介護者等が、障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉事業所等が参加しサービスに関するシステムづくりについての協議をする場。障害者総合支援法では「協議会」として位置づけられる。
精神障害者保健福祉手帳	障害のある本人の申請に基づき、居住地または現在地を管轄する市町村を経由して、都道府県知事より交付される。手帳の取得により福祉サービスの利用や各種の支援策が講じられることを促進し、精神障害者の自立と社会参加の促進を図ることを目的としている。
成年後見制度	知的障害、精神障害、認知症等により、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度。具体的には、判断能力が不十分な人について、契約の締結等を代わりに行う代理人などを選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにするなど、これらの人を不利益から守る制度。
た 行	
地域共生社会	制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会とがつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包摂的なコミュニティ、地域や社会を創るという考え方。
特別支援学校 (支援学校)	障害のある人等が、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準じた教育を受けることや、学習上または生活上の困難を克服し、自立が図られることを目的とした学校。
特別支援教育	障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点のもと、幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う教育。

な 行	
内部障害	身体障害者福祉法に定める心臓機能障害、腎臓機能障害、呼吸機能障害、膀胱または直腸の機能障害、小腸機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害の総称。
は 行	
8050問題 (ハチマルゴーマル)	高齢の親がひきこもりの子どもを長期間にわたり養い続けていることで、収入や介護などの問題を抱える状態。80代と50代の世帯という意味で「8050問題」と呼ばれる。
発達障害	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能の障害で、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの。
パブリックコメント (Public Comment)	行政の政策立案過程であらかじめ住民等の意見を募る制度（意見公募手続）。行政機関が条例や規則を策定または変更する場合、ホームページなどで素案を公表し、住民等から意見を募るもの。
バリアフリー (barrier free)	障害のある人などが社会生活を送るうえで障壁（バリア）となるものを取り除くこと。段差等の物理的障壁を取り除くという意味の建築用語からはじまり、より広く障害のある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の取り除くという意味で用いられるようになった。
福祉的就労	一般事業所への就労が困難な障害のある人が、福祉的な配慮のもとに授産施設や作業所などで工賃収入を得て働くこと。
ボランティア (volunteer)	個人が自発的に決意・選択し、人間の持っている潜在的な能力や日常生活の質を高め、人間相互の連帯感を高める活動そのものや活動している人のこと。自発性（自立性）・無償性（非営利性）・公共性（公益性）・先駆性（開発性）などを特徴とする。ただし、非営利的有償サービスへの参加なども含まれるようになり、より多義的なものとなっている。
ま 行	
民生委員児童委員	民生委員法・児童福祉法に基づき、厚生労働大臣から委嘱される地域福祉向上のためのボランティア。担当地区の高齢者の悩みや、子育てなどに関する相談を受けて、福祉サービスの情報を提供したり、町役場や社会福祉協議会などの専門機関につなげるなどして、解決のお手伝いをしている。
や 行	
ユニバーサルデザイン (universal design)	年齢、性別や障害の有無にかかわらず、すべての人が快適に利用できるように製品や建造物、生活空間等をデザインすること。「バリアフリー」が特定の障壁（バリア）を解消することであるのに対して、対象を限定するのではなく初めからすべての人に使いやすくするという、バリアフリーから一歩進んだ発想。
要約筆記	聴覚障害のある人のためのコミュニケーション手段の一つで、話し手の内容の要点を筆記して聴覚障害のある人に伝達するもの。

参 考 資 料

ら 行	
ライフステージ (life stage)	乳児期、幼児期、児童期、青年期、成人期、高齢期など、人が生まれてから死に至るまでのさまざまな人生の段階を表す言葉。
リハビリテーション (rehabilitation)	障害のある人の能力を最大限に発揮して自立を促すための専門的な技術のことをいい、「全人間的復権」をその理念とする。医学的リハビリテーション、教育的リハビリテーション、職業的リハビリテーション、社会的リハビリテーションなどの分野がある。
療育手帳	知的障害のある人に対して一貫した指導・相談を行うとともに、各種のサービスを受けやすくするために、一定程度以上の障害がある人に対し、申請に基づいて障害程度を判定し、療育手帳制度要綱に定める知的障害者であることの証票として交付されるもの。



田尻町障害者計画 (令和3年度～8年度)

令和3年(2021年)3月

《編集・発行》

田尻町 民生部 福祉課

〒598-0091 大阪府泉南郡田尻町嘉祥寺883番地1

電話 (072) 466-8813

FAX (072) 466-8841

E-mail: fukushi@town.tajiri.osaka.jp

ホームページ: <http://www.town.tajiri.osaka.jp/>